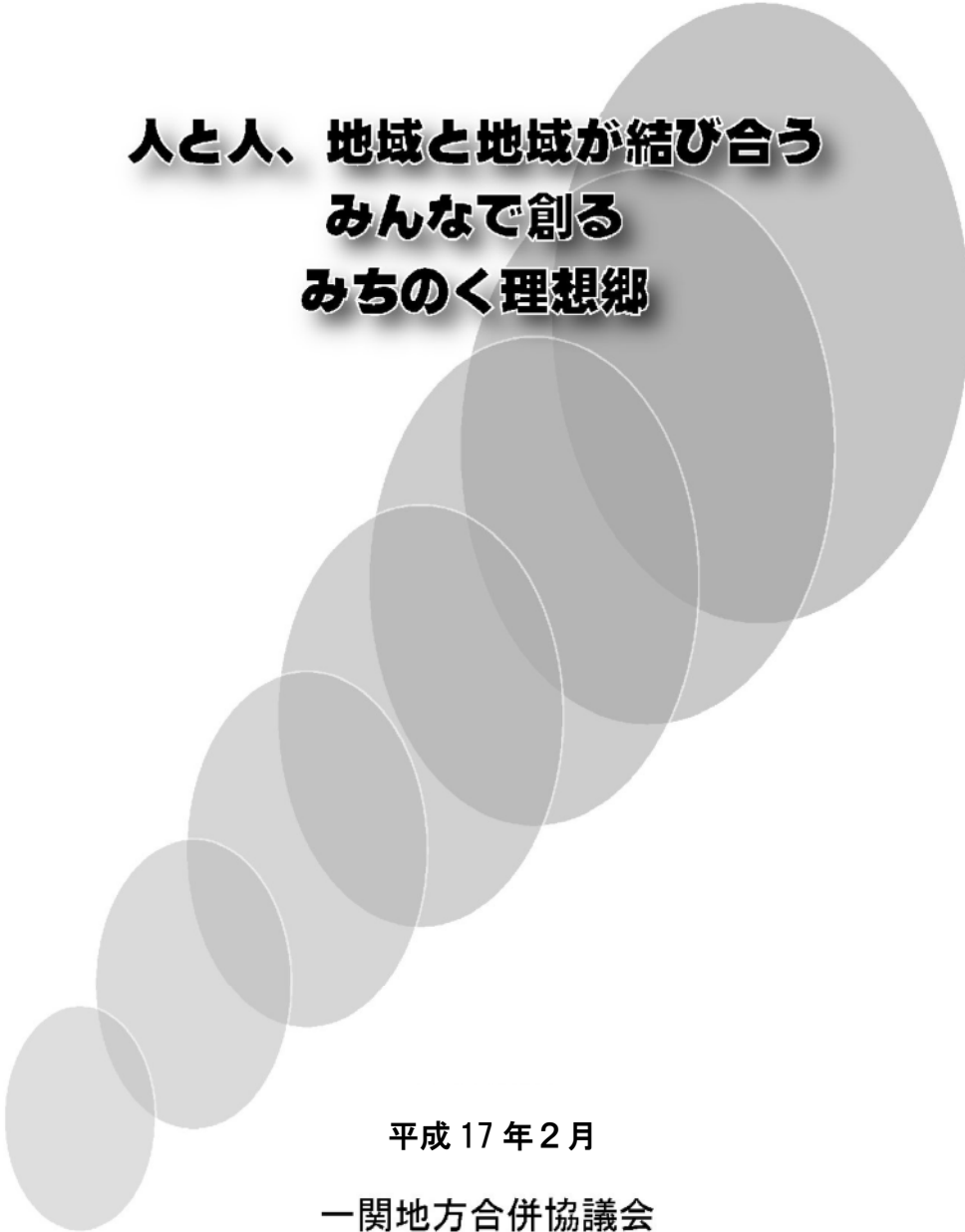


新市建設計画



**人と人、地域と地域が結び合う
みんなで創る
みちのく理想郷**

平成17年2月

一関地方合併協議会

平成28年3月 変更

一 関 市

目 次

はじめに	1
第1章 序 論	3
1 合併の必要性	3
2 計画作成の方針	8
第2章 新市の概況	9
1 位置・地勢	9
2 沿 革	10
3 面積・土地利用	11
4 人口・世帯	12
5 産 業	14
6 主要指標の見通し	17
第3章 新市建設の基本方針	19
1 将来像	19
2 基本目標	20
3 まちづくりの方向性	21
第4章 新市の主要施策	23
1 『ふれあいと交流で広がりを感じるまち』をめざして	24
2 『自然と共生し地域の良さを感じるまち』をめざして	27
3 『安心ネットワークで優しさを感じるまち』をめざして	29
4 『心豊かな人生と文化の香りを感じるまち』をめざして	32
5 『地域の賑わいと夢と希望を感じるまち』をめざして	35
第5章 計画の推進	40
第6章 まちづくりの重点施策	42
第7章 新市における県事業	43
1 県の役割	43
2 新市における県事業	43
第8章 公共施設等の適正配置と整備の方針	46
第9章 財政計画	47
1 財政計画作成にあたって	47
2 歳 入	47
3 歳 出	48
4 財政計画	50
用語解説	54

【新市建設計画について】

新市建設計画は、平成 17 年 2 月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村により設置された「一関地方合併協議会」が策定したもので、この 1 市 4 町 2 村を対象地域として、合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針を定めたものです。

平成 17 年 9 月の合併により誕生した一関市は、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」が適用され、新市建設計画に登載する事業に対し、旧合併特例法の規定により合併特例債を発行することが可能となっています。

旧合併特例法は平成 18 年 3 月までの合併に適用されることから、藤沢町との合併には適用されないため、藤沢地域に限定する事業については合併特例債を発行することができません。

なお、新市建設計画に登載し全市域を対象として実施する事業については、藤沢地域における事業についても合併特例債を活用しており、また、藤沢地域に限定する事業については、過疎対策事業債などを活用しながら事業を実施しております。

【今回の計画変更について】

合併特例債の発行期限は、合併年度から 10 年とされておりましたが、東日本大震災の発生を受け 10 年間延長され、平成 37 年度まで発行が可能となったことから、引き続き合併特例債を活用するため、新市建設計画を変更し、今後 10 年間に想定される事業を追加するものです。

【これからのまちづくり】

市では、総合計画を市の計画の最上位に位置づけて事業を推進しております。

総合計画は、10 年間にわたるまちづくりの基本理念や基本目標を定める「基本構想」、分野ごとの施策の推進方法を定める前期・後期の 5 年間ごとの「基本計画」、向こう 3 力年度の具体的な事業計画を定める「実施計画」の 3 段階で構成しており、基本構想で掲げるまちづくりの将来像の実現に向け、事業を推進してまいります。

はじめに

私たちが暮らしている一関地方は、西に栗駒国定公園の秀峰栗駒山、東に県立自然公園の室根山を仰ぎ、中央部に広がる田園・丘陵地帯を東北一の大河北上川がゆったりと流れています。

また、冷涼な気候の岩手県内にあっては比較的温暖な地域であり、このような水と緑の豊かな自然に恵まれた美しいゆとりのある環境の中で人々の暮らしが営まれています。

一関地方の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡がみられ、縄文時代や弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には安倍氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後葛西氏、伊達氏、田村氏の治世下に置かれました。歴代の先人たちは文化の興隆に力を注ぎ、当地方から多くの優れた人材が輩出されました。この教育と文化を尊ぶ伝統は現在にも受け継がれています。

以来、それぞれの変遷を経て、今の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村に至りましたが、今日までの歩みは決して平坦なものではなく幾多の困難にも直面しました。それらを克服し今日に至ったのは、住民一人ひとりの地域発展に対する強い意欲とたゆまぬ努力の積み重ねによるものでした。

一関市の歩みは水害復興から始まり、今では岩手県南・宮城県北の地域経済、医療、教育などの中核都市としての役割を担うまでになりました。

花泉町は、農業を立町の基本に据えながら、農・商・工の調和のとれた振興、さらには教育、文化、福祉の充実に取り組み、着実に歩んできました。

大東町は、第一次産業を基幹とし、豊かな自然と調和した室蓬譲水の里として活力と魅力に満ちたまちづくりを進めてきました。

千厩町は、古くから農業を基幹に商工業も盛んに行われ、東磐井における経済や暮らしの中心的な役割を担いながら発展してきました。

東山町は、町制施行年の大型工場の立地を契機に、それまでの基幹産業であった農業とあわせて、工業の町としても発展を続けてきました。

室根村は、農業や工業、室根山の資源を活かした観光の振興、環境と調和した地域づくりなどに取り組み、着実な成果をあげてきました。

川崎村は、川を活かしたまちづくりの推進と、昨今の治水事業等の進捗もあって、内陸部と沿岸部を結ぶ要衝として発展してきました。

このように様々な面で交流と連携を深め、築き上げてきた1市4町2村は、今を生きる私たちの生活をより一層向上させるため、これまで生活圏・経済圏・文化圏を共にしてきた両磐広域圏が一体として栄えることを希求し、次代を担う子供たちが誇りを持てる「まち」を創造していくことをめざして、今また、新たな歩みを始めようとしています。

第1章 序論

1 合併の必要性

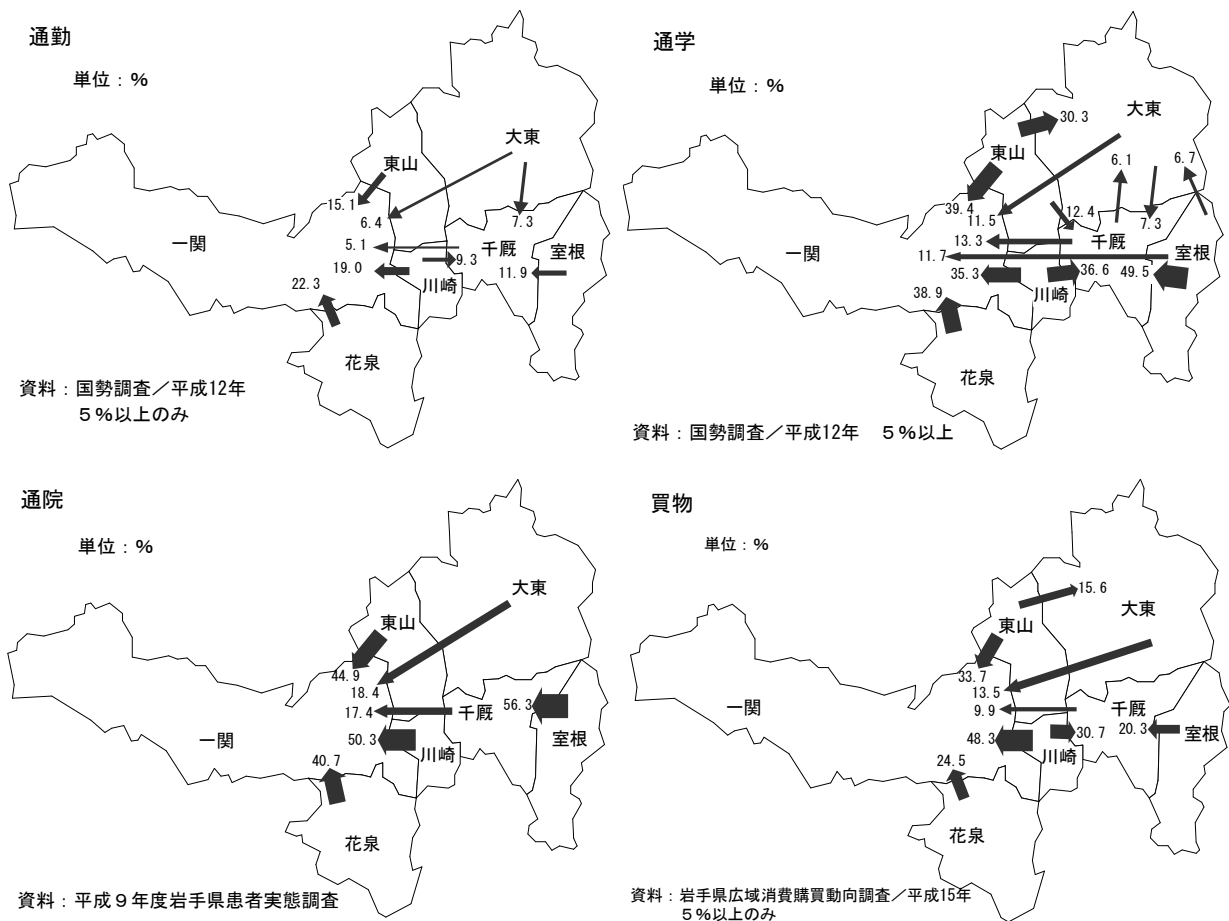
(1) 暮らしやすい地域をつくるために

① 広域化する人々の暮らしや経済活動を支える

昭和の大合併から約50年が経過し、この間、交通機関や道路網の発達、車社会の進展などに伴って、人々の日常生活や経済活動の範囲は広域化してきました。

本地域においては、就労の場、病院、商業施設などが集積している一関市を中心とした生活圏が形成されており、通勤、通学、通院、買物などは、既にこれまでの行政区域を越えて大きく広がっています。

こうした人々の暮らしや経済活動がよりスムーズに行われるようにするためには、生活圏に見合った市町村の再編により、広域的な活動を支える一体的な行政サービスの提供が必要です。



②安全で快適な生活環境を確保する

本地域は、北上川とその流域が洪水の常襲地となっていて、治水対策が地域固有の重要な課題であり、現在行われている治水事業の促進をはじめとした、より安全なまちづくりが強く求められています。また、地域の一体感を高め、人や物の移動・交流をスムーズにする道路交通網の整備、快適な暮らしを支える上下水道や公園の整備、さらには情報通信分野の整備などが求められています。

広大な面積を有し、県境に位置している本地域において、安全で快適な生活環境を整えていくためには、国や県の支援制度等の効果的な導入を図りつつ、広域的な視点による計画的かつ重点的なまちづくりを進めていくことが必要です。

市町村道の整備状況(平成14年度) 単位:%

区 分	改良率	舗装率
新 市	45.7	43.5
岩手県内平均	53.8	51.8

資料：岩手県市町村概要資料集／平成16年6月発行

上下水道の整備状況(平成14年度) 単位:%

区 分	水 道 普及率	汚水衛生 処理率
新 市	77.9	35.2
岩手県内平均	90.1	56.1

資料：岩手県市町村概要資料集／平成16年6月発行

(2) 自主・自立の地域をつくるために

①地域活力の向上を図る

地域の産業経済は現在、多くの分野において厳しい状況におかれています。

農業は自然環境の保全や食の安全性などが重要視され、その果たす役割が再認識されてきていますが、耕地面積、農家数とも減少傾向が進み、近年さらにその減少幅が大きくなっています。

これまで地域経済をリードしてきた工業も、厳しい国際競争のなかで事業所の減少傾向が続いています。

商業は商圈の広域化や郊外への大型商業施設の立地などにより、中心市街地の活力が低下しています。

観光も主力となる観光地を中心に観光客が減少しています。

また、雇用情勢も依然として厳しい状況が続いており、新たな雇用の場を創出し雇用の安定を図ることが急務となっています。

このように苦境に立たされている地域産業・地域経済を活性化させるためには、若者の定着と交流人口の増加を図ることが重要であり、誰もが魅力を感じ安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、7市町村の地域資源を結集・共有し、都市としての総合力を高めるとともに、

県内で2番目となる人口規模や拡大する経済規模を活かし、国・県はもとより民間資本の投入も導くことができるよう岩手県南・宮城県北の中核都市としての存在感を高めていくことが必要です。

総人口、農業産出額、製造品出荷額、商業年間販売額、観光客入込数

区 分	人口		農業産出額		製造品出荷額等		商業年間販売額		観光客入込数	
	実数 (人)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (億円)	県内順 位	実数 (万人回)	県内順 位
新 市	130,373	2	275	1	2,643	2	2,074	4	200	5
一 関 市	63,510	4	62	19	1,340	5	1,476	9	127	10
花 泉 町	16,127	27	56	22	131	27	146	28	11	51
大 東 町	17,789	20	85	13	104	34	115	29	9	54
千 厩 町	13,504	31	23	38	832	6	203	21	10	53
東 山 町	8,493	39	8	52	129	28	79	35	25	39
室 根 村	6,316	45	27	34	86	37	29	52	16	46
川 崎 村	4,634	52	15	48	21	50	26	54	1	57
資料	国勢調査／平成12年		岩手県生産農業所得統計／平成14年		工業統計／平成14年(従業者4人以上)		商業統計／平成14年		岩手県観光統計概要／平成14年	

②地方分権時代に即応し自治能力を強化する

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、これまでの中央集権から地方分権への移行に向けた抜本的な改革が始められ、地方においては、自らの進むべき方向を自らが決める自己決定能力と、その責任を自らが果たす自己責任能力を備えることが求められてきます。

また、岩手県を含む北東北3県では、県境を越えた連携活動が活発に行われており、近い将来の道州制の可能性も議論されているところです。

こうした地方分権の進展とこれに伴う権限や財源の移譲により、地域の実情に即したまちづくりが可能となることから、本地域においても、独創的な政策を立案できる行政基盤とそれを主体的に遂行できる安定した財政基盤を備えた強固な体制を築いていくことが必要です。

③効率的・効果的な行財政の基盤を確保する

戦後、順調に成長を続けてきた我が国の経済は深刻な不況に陥り、そのうえ国・地方ともに多額の債務を抱えている状況にあります。消費需要は冷え込んだまま景気回復の兆しは容易に見えてこない状況にあり、これからの低成長時代には、経済が大きく好転して人々の所得が大幅に増加することは期待できず、地方交付税や自主財源となる市町村税などの減収が見込まれます。

このような中で行政サービスを維持・向上していくためには、合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら行財政の改革に努め、行政コストの削減を図るとともに限られた財源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

主な財政指標（平成 15 年度）

項目	単位	一関市	花泉町	大東町	千厩町	東山町	室根村	川崎村	合計
歳入決算総額	億円	241.1	76.1	120.2	61.7	60.8	43.6	40.1	643.7
うち市町村税の占める割合	%	29.6	13.0	7.4	16.3	10.1	6.7	7.0	17.4
うち地方交付税の占める割合	%	24.9	38.9	34.0	34.9	30.9	45.7	46.4	32.5
歳出決算総額	億円	237.0	75.4	114.0	60.6	58.8	42.0	38.4	626.2
住民 1 人当たり決算額	万円	38.4	46.9	65.1	45.1	69.9	66.3	82.8	48.9
財政力指数		0.54	0.27	0.22	0.34	0.27	0.16	0.16	0.41
経常収支比率	%	85.2	91.7	89.5	93.6	84.0	82.0	80.9	87.0
職員数(H16. 4. 1)	人	526	164	219	167	121	109	85	1,391
人口千人当たり	人	8.5	10.2	12.5	12.4	14.4	17.2	18.3	10.9

資料：各市町村決算カード/平成 15 年度、(職員数は各市町村担当課調べ)。

財政力指数の合計については、平成 16 年度普通交付税の一本算定による試算値。

(3) 社会の変化に対応していくために

①多様化・高度化する住民ニーズに応える

人々の意識や価値観、社会の態様も従来とは大きく様変わりしてきています。情報化や国際化の進展、環境への意識の高まり、女性の社会進出などが進み、人々の意識は、経済的な価値を重視する考え方から、健康や心のゆとりを大切にし、自己を実現して質的に豊かな生き方を求めようとする考え方へと変わりつつあり、同時に社会への参加や貢献を重視する意識も芽生えてきました。

こうした大きな時代の転換期にあつて、行政が対応する社会問題や求められる行政サービスも自ずと変化してきており、今後ますます多様化・高度化していくと予想される住民ニーズを的確に捉えながら、将来にわたって柔軟に対応できる体制を整えていくことが必要です。

②少子高齢・人口減少社会に対応する

我が国は世界にも例を見ないスピードで少子高齢化が進行しています。少子高齢化は、経済成長の低迷や地域社会の活力維持に大きな影響をもたらします。ひとり暮らし老人の世帯や介護を必要とするお年寄りなどが増え、医療や福祉などの公的サービスの需要が増大し、高齢者を支えるために若年層への負担は年々重くなってきます。

本地域は、その度合いが県内でも顕著で、今後ますます少子高齢化と人口減少が進むことは確実であり、このような社会構造の中で、高齢者福祉や子育てサービス水準を維持・向上させることができる体制を確保していくためには、サービス提供にかかるコストを可能な限り低減させていくことが必要です。

高齢化率

区 分	高齢化率(%)
新 市	24.9
岩 手 県	21.5
全 国	17.3

資料：国勢調査／平成12年

2 計画作成の方針

(1) 計画作成の趣旨

新市建設計画は、一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村の合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針等を定め、その効果的な推進により、新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るために作成するものです。

(2) 計画の構成

計画は、新市建設の基本方針、これを実現するための主要施策、公共施設の統合整備の方針及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

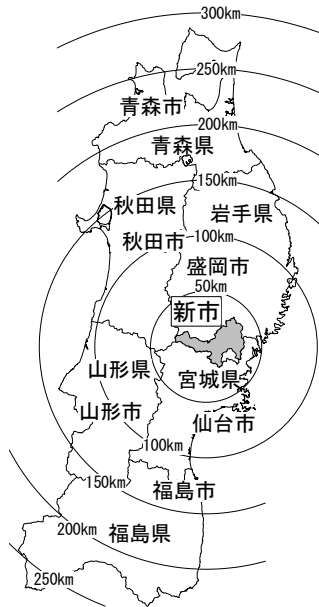
計画の期間は、新市の将来を展望した長期的なものとし、合併後おおむね 20 年間（平成 18 年度から平成 37 年度）とします。

(4) 計画の実施にあたって

主要施策については、今後の社会経済情勢等の変化によっては、事業手法の変更、新たな事業の展開や改廃などが必要となることから、これを硬直的なものせず、合併後、新市の総合計画に基づき毎年度定められる実施計画（向こう 3 カ年の事業計画）の策定作業や予算編成において、その時点で最良と考えられる方策を選択し、そのときどきの課題に柔軟に対処していきます。

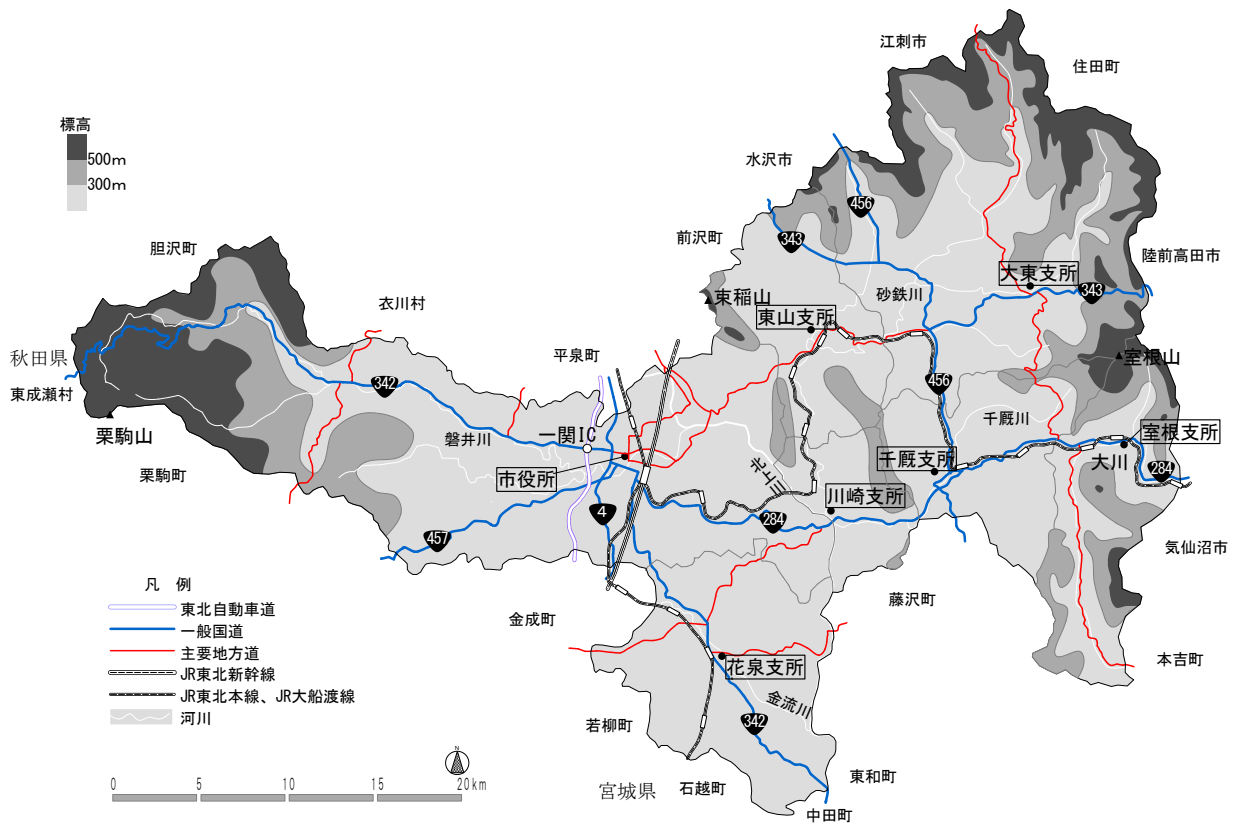
第2章 新市の概況

1 位置・地勢



新市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しています。首都圏から450kmの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にあります。

地形は、中央部を流れる北上川とその支流域に平野部が開けています。西は奥羽山脈で栗駒山の周囲に深い森がひろがり、東は北上山系で全般に緩やかな丘陵地が続いています。北上川は一関の狐禅寺地区まではゆったりと流れていますが、それより下流側は狭窄部となっていて、大雨が降ると洪水となり、ときには大きな被害をもたらしてきました。



2 沿革

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、明治の廃藩置県によって胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。戦後まもなくまでは、下の図に示すように32の町村に分かれていました。

昭和23年から33年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、現在の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の7市町村となりました。

このように市町村の区域はその時代の移り変わりに対応して、変遷をたどってきました。

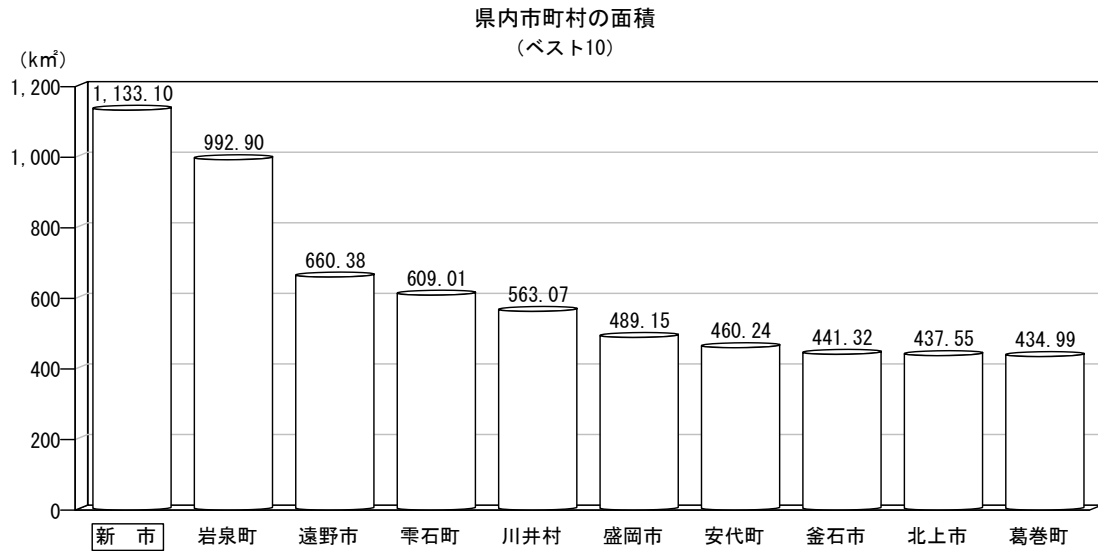


資料：各市町村の要覧

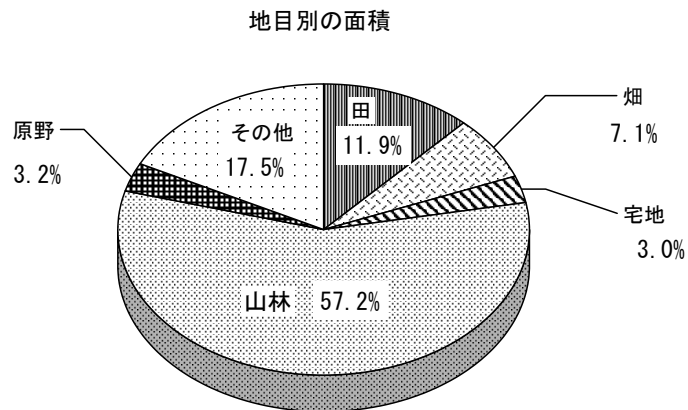
3 面積・土地利用

新市の総面積は1,133.10 km²で県内一の規模となり、東西は約63 km、南北は約46 kmの広がりがあります。

土地利用の状況は、総面積のうち57.2%が山林で占められ、次いで田が11.9%、畑が7.1%となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域といえます。



資料：県市町村課・市町村資料／平成14年1月1日現在



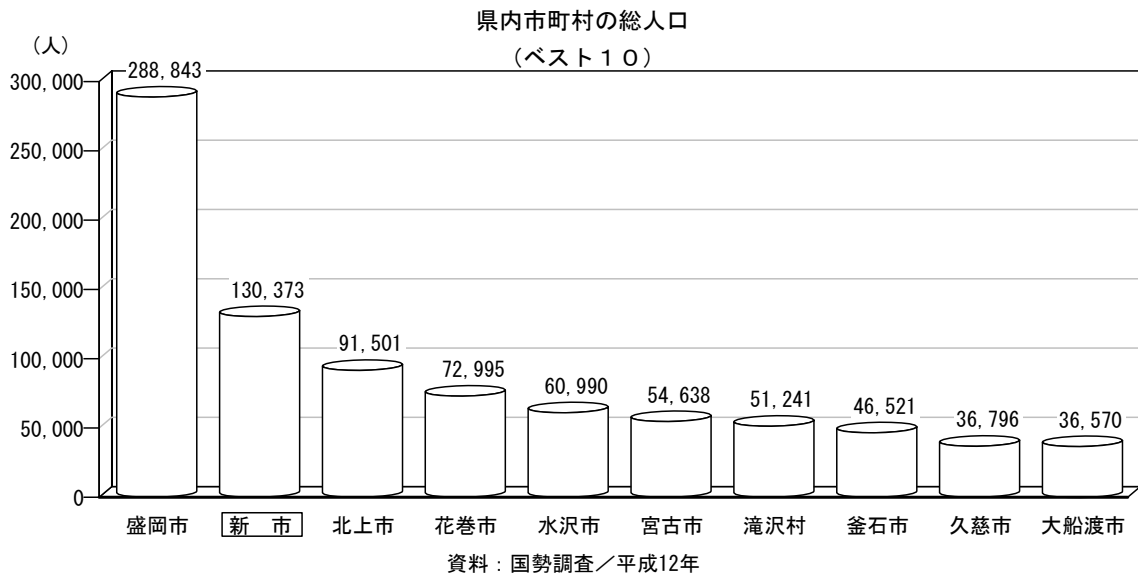
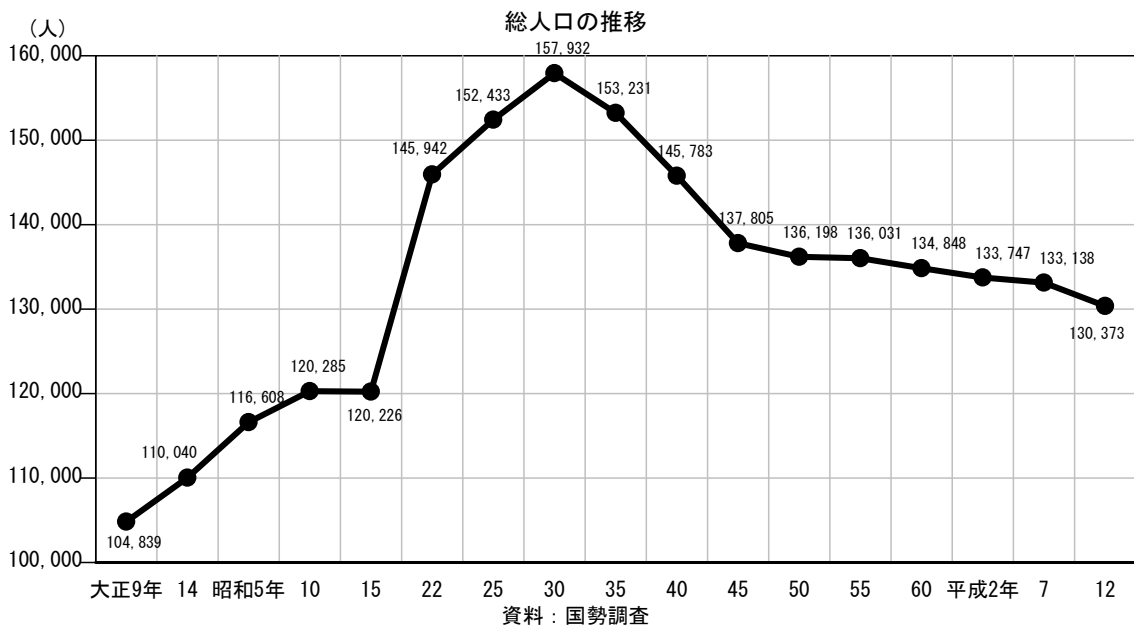
資料：県市町村課・市町村資料／平成14年1月1日

4 人口・世帯

(1) 総人口

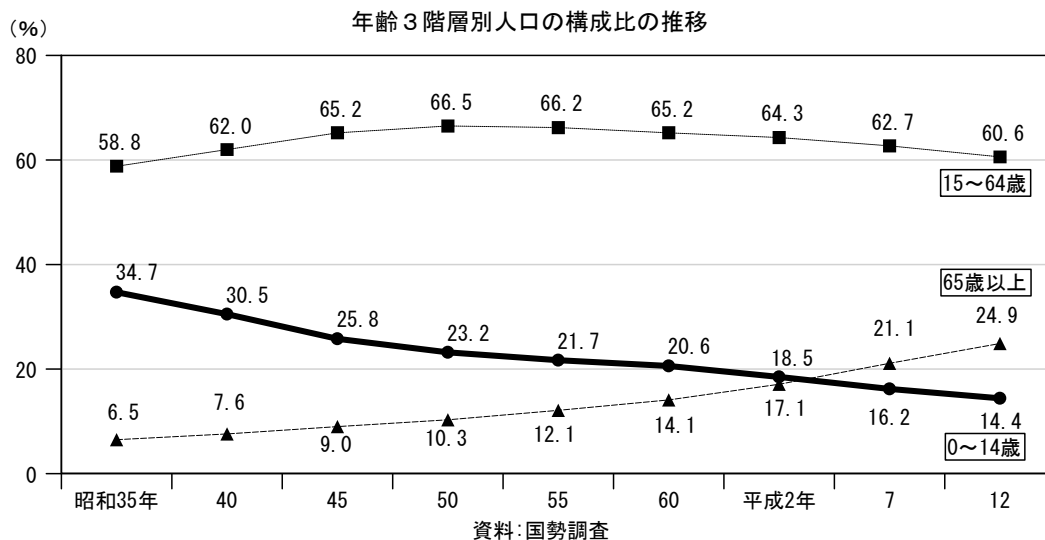
平成12年の国勢調査による新市の人口は130,373人で、岩手県全体の9.2%を占め、県内では盛岡市に次いで第2位の人口規模となります。

過去の人口の推移をみると、戦後大きく増加した人口は昭和30年代から40年代にかけて転出超過により大幅な人口減となりました。昭和50年からは緩やかな減少傾向が続いており、平成7年から12年の5年間では約2,800人の減少となりました。



(2) 年齢3階層別人口

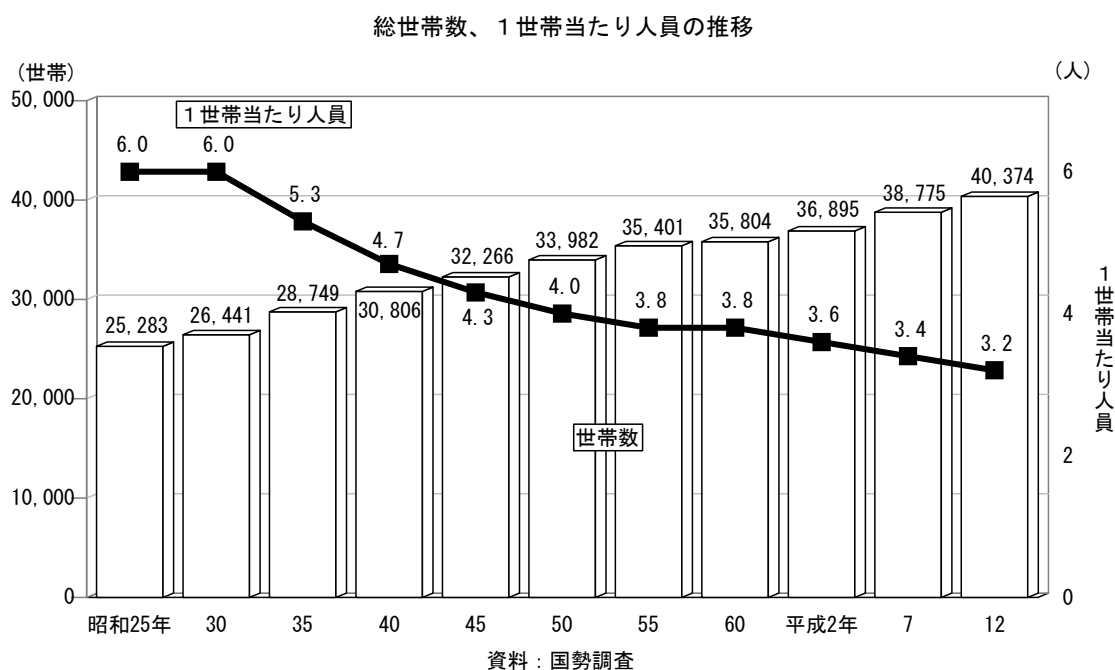
新市の年齢3階層別の人口をみると、年々人口の高齢化が進んでいます。平成12年には65歳以上の人口が全体の24.9%を占めており、全国平均の17.3%、岩手県平均の21.5%をも上回っています。



(3) 世帯数

新市の総世帯数は、人口が減少傾向で推移しているのに対して増加を続けており、40,374世帯となっています。

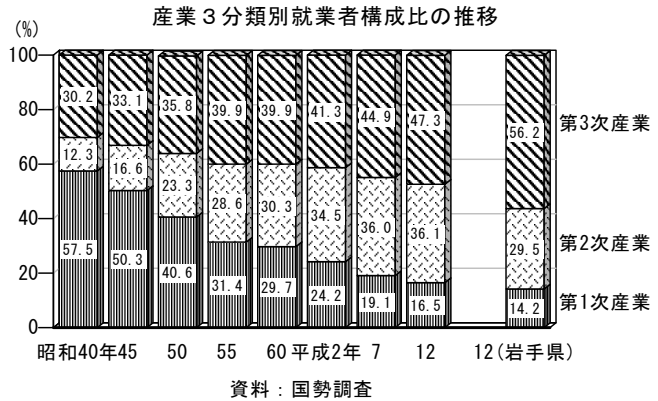
1世帯当たり人員は、核家族化を反映して、昭和30年以降急速に低下してきました。その後、昭和60年頃にいったん落ち着きかけましたが、近年はまた核家族化の傾向が強くなってきています。



5 産 業

(1) 産業構造

産業3分類別にみた新市の産業構造は、第1次産業から第2次産業、第3次産業主体へと移ってきており、今後もこの傾向は続くと予測されます。県平均と比較すると第3次産業より第2次産業のウェイトがやや高くなっています。



産業3分類別就業者数の推移

単位：人

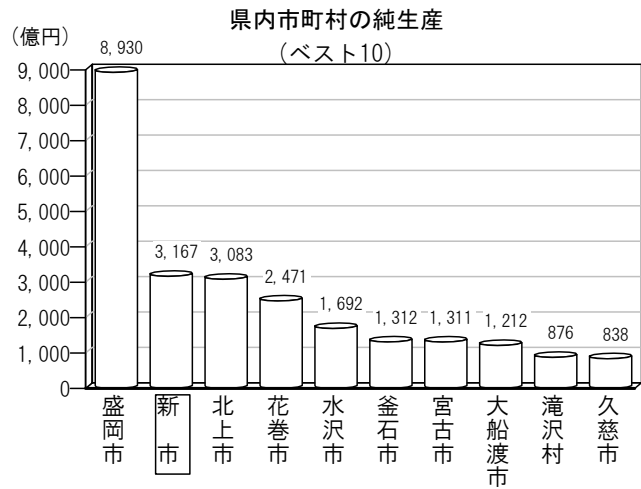
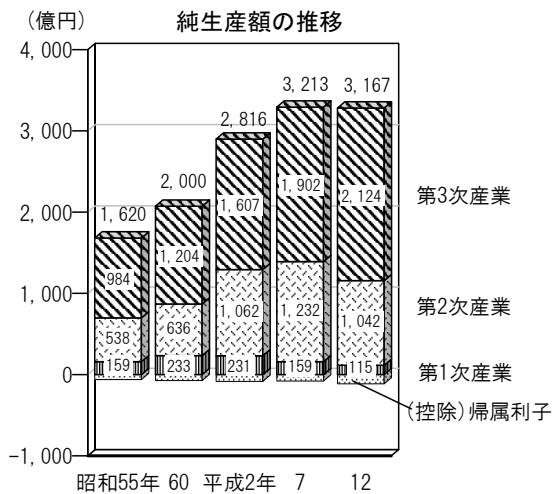
産業分類	昭和40年	45	50	55	60	平成2年	7	12
第1次産業	41,081	36,752	29,473	22,770	21,589	17,645	13,704	11,431
第2次産業	8,815	12,134	16,957	20,781	22,019	25,151	25,854	25,044
第3次産業	21,575	24,184	26,032	28,982	29,008	30,070	32,268	32,848
総数	71,496	73,075	72,623	72,587	72,629	72,881	71,849	69,383

資料：国勢調査 総数には分類不能の産業を含む

(2) 経 済

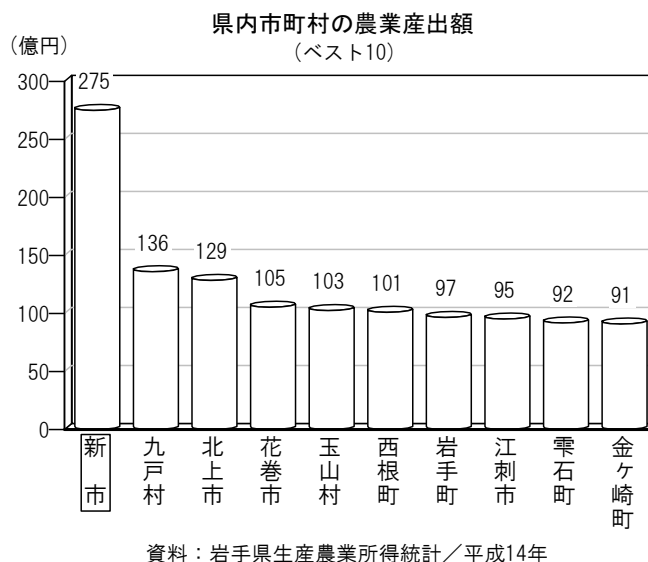
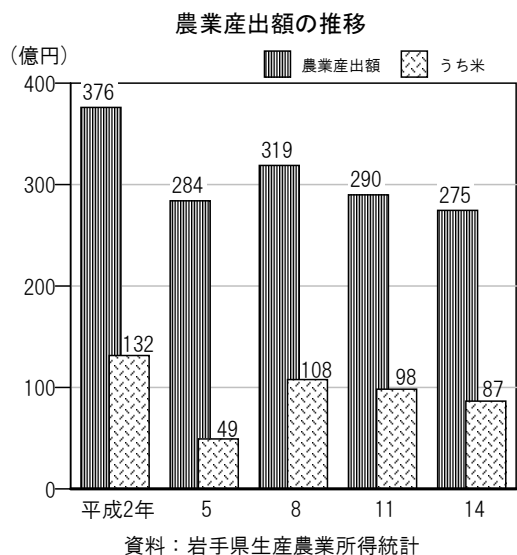
平成12年度の新市の純生産は3,167億円で、ここ10年ほどは多少の変動はあるものの、微増の状態が続いています。産業別では、第3次産業が比較的順調に伸びてきていますが、1次産業は減少が続き、2次産業も増加からやや減少に転じています。

県内では盛岡市に次いで第2位の規模となります。



(3) 農 業

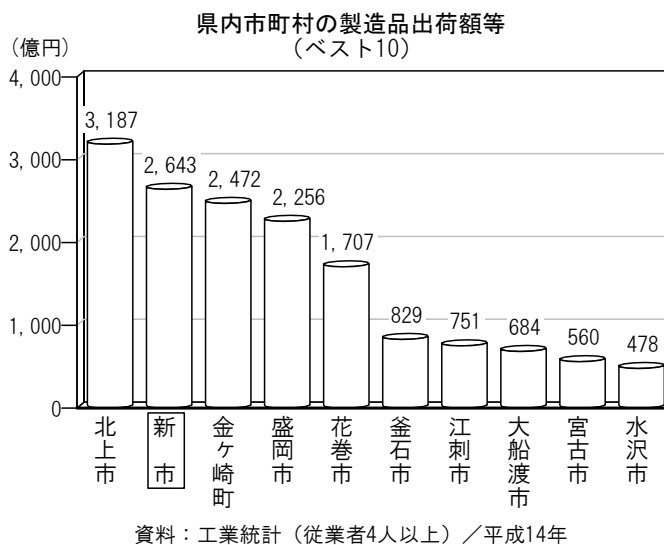
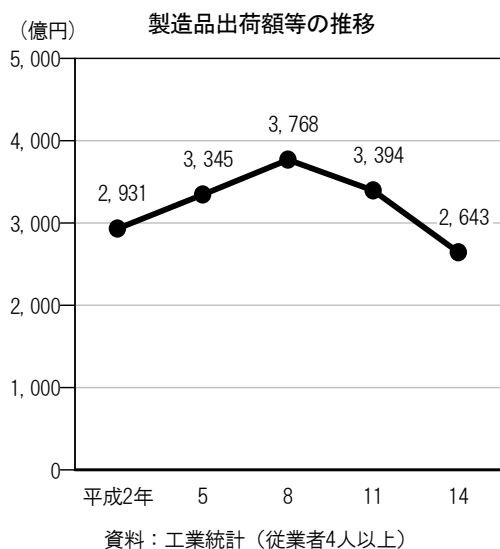
平成12年の新市の経営耕地面積は14,129ha、農家数は13,031戸、農業就業人口は16,475人となっています。経営耕地面積、農家数、農業就業人口とも減少傾向が続き、近年さらにその減少幅が大きくなっています。平成14年度の農業産出額は275億円で、岩手県全体の10.1%を占め、県内では第1位の規模となります。



(4) 工 業

平成14年の新市の工業は、329事業所、従業者数13,578人、製造品出荷額等2,643億円となっています。事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向が続いています。製造品出荷額等は岩手県全体の12.8%を占め、県内では第2位の規模となります。

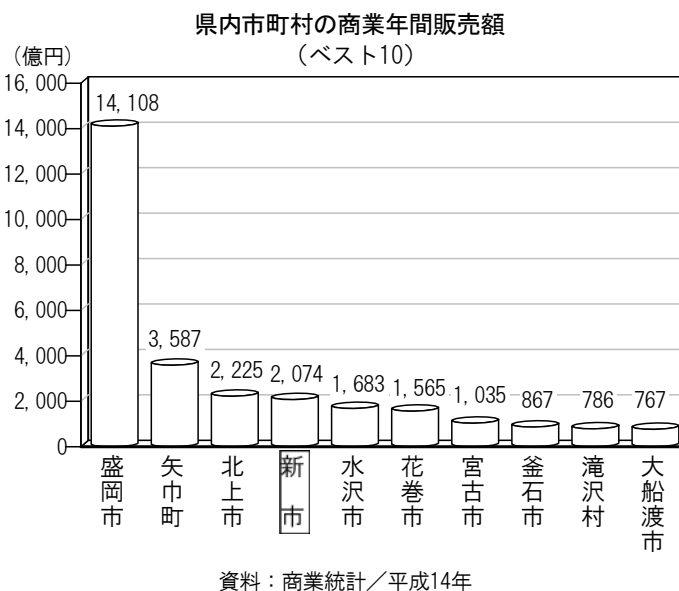
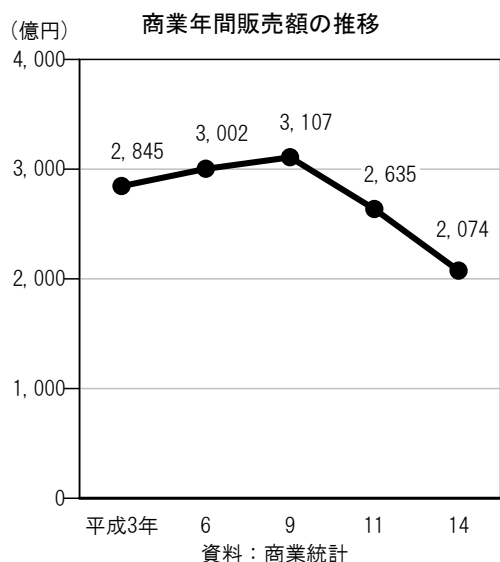
製造業の業種別では電気機械が大きなウェイトを占めていますが、国際競争の波を強く受ける分野であり、その動向が地域経済に大きく影響しています。



(5) 商業

平成14年の新市の商業は、商店数1,816店、従業者数9,629人、年間販売額2,074億円となっています。消費の低迷が続いていることなどが影響し、商店数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にあります。

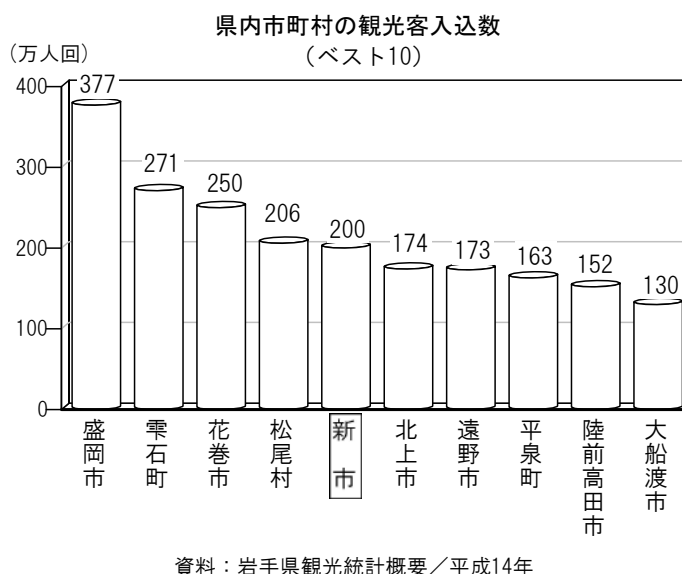
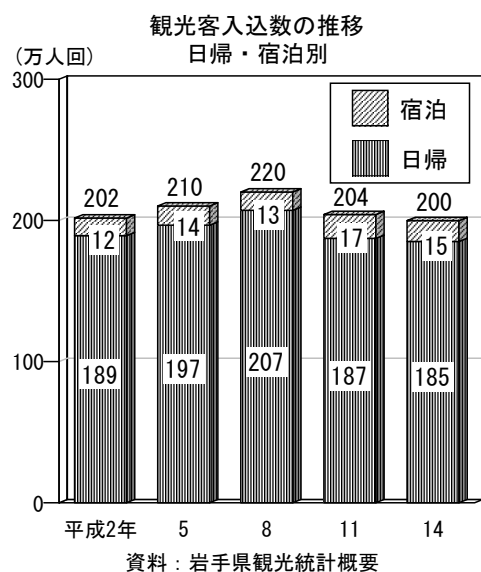
年間販売額は岩手県全体の5.9%を占め、県内では第4位の規模となります。



(6) 観光

平成14年の新市の観光客入込数は約200万人で、岩手県全体の5.2%を占め、県内では第5位の規模となります。

新市は観光資源に恵まれ、毎年多くの観光客が訪れますが、以前は年間220万人以上であったのに対し、ここ数年は200万人前後となっています。日帰・宿泊別では日帰客が多く、宿泊客の割合は7%程度となっています。



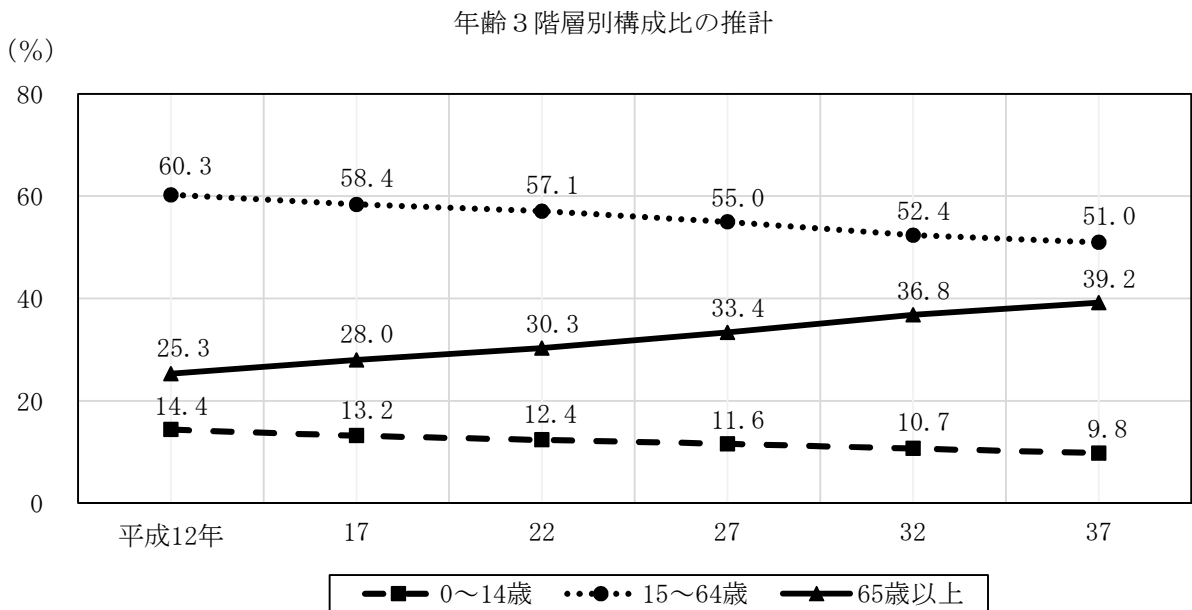
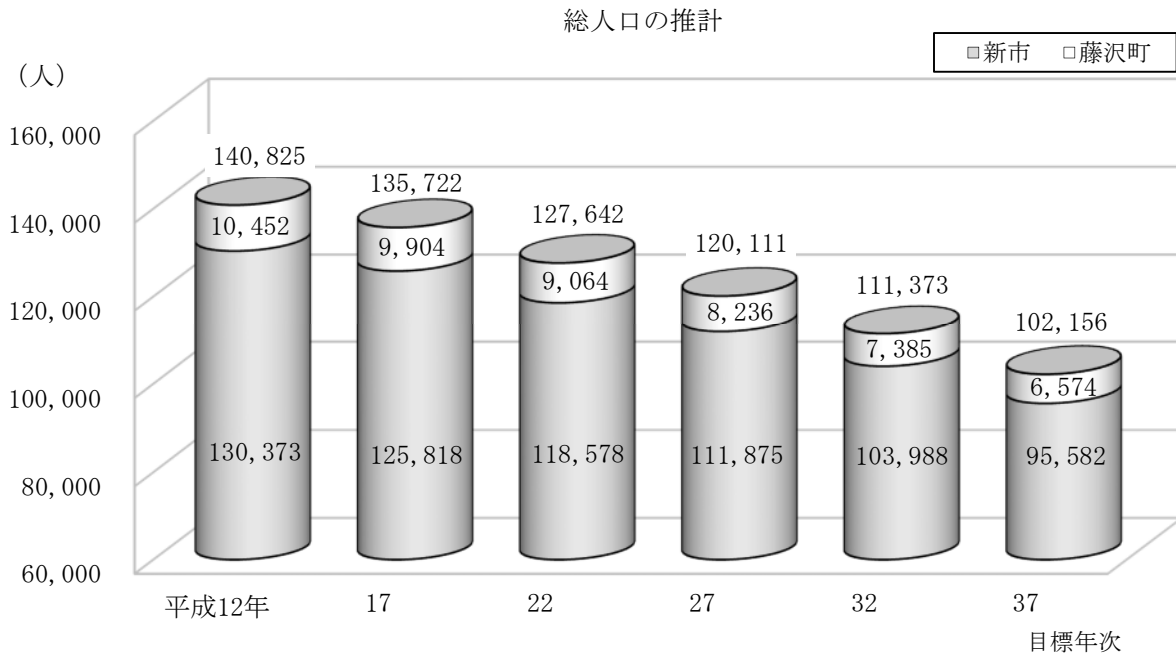
6 主要指標の見通し

(1)人口

本市の人口は、これまでのすう勢などからみると、今後も緩やかに減少を続け、平成32年には111,373人、平成37年には102,156人になると見通されます。

なお、平成17年合併の新市と藤沢町の人口は下図のとおりです。

年齢構造は、今後も高齢化が進み、65歳以上人口の構成比は平成32年には36.8%、平成37年には39.2%程度にまで達すると見通されます。



資料：平成12年から22年は国勢調査 平成27年以降は一関市人口ビジョン（平成27年10月策定）による
（上記のグラフ及び表は、いずれの調査年も藤沢町の数値を含む）

(2) 就業人口

新市の産業構造は、これまでのすう勢などからみると、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行が進み、平成37年の産業3分類別就業者の構成比は、第1次産業が8.0%、第2次産業が26.6%、第3次産業が65.5%程度になると見通されます。

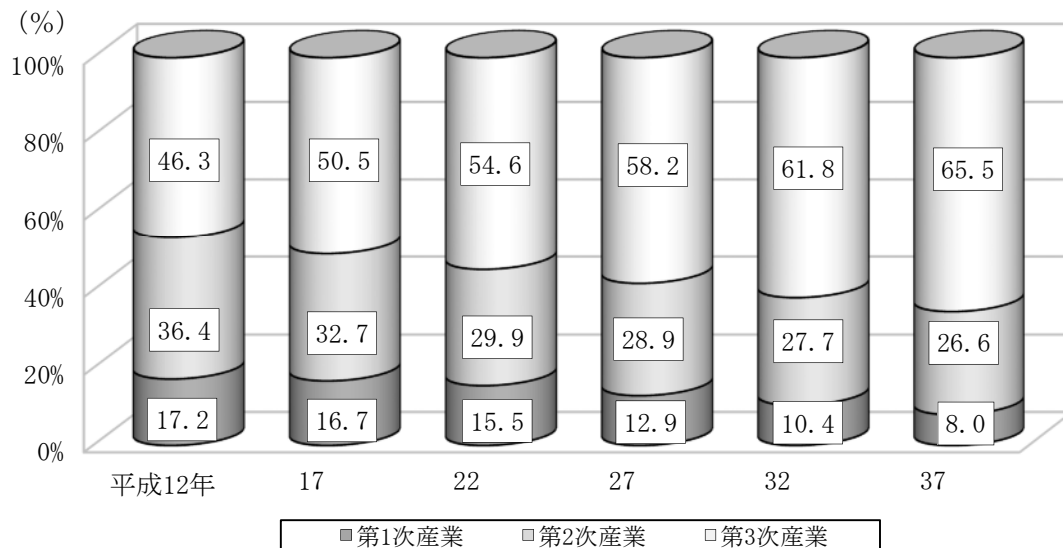
産業3分類別就業者数の推計

単位：人

産業分類	平成12年	17	22	27	32	37
第1次産業	12,913	11,456	9,329	7,633	5,780	4,096
第2次産業	27,324	22,453	18,030	17,084	15,343	13,631
第3次産業	34,701	34,677	32,864	34,411	34,208	33,584
総数	74,998	68,701	60,223	59,128	55,330	51,311

(総数には分類不能の産業を含む)

産業3分類別就業者構成比の推計



資料：平成12年から22年は国勢調査 平成27年以降は一関市人口ビジョン（平成27年10月策定）による
 （上記の表及びグラフは、いずれの調査年も藤沢町の数値を含む）

第3章 新市建設の基本方針

1 将来像

人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷

…北東北の玄関口に息吹き、
多様な核(確・角・画・格)により躍動する都市の始動…

社会が大きく変わり、地方自治の枠組みが変貌しつつある今、地域や時代を超えた新たな視点からのまちづくりが求められています。

新市には、豊かな自然と古くから培われてきた歴史や文化があり、それぞれの地域に心温かで意欲に満ちた人々によって育まれてきた豊かなコミュニティがあります。

これら新市が持つ本当の豊かさのなかで、互いの結びつきや支え合いのもとに、市民みんなが笑顔の絶えない幸せな暮らしをおくることができる理想的な地域社会を、市民一丸となって形成していきたい。そんな願いを込めて『人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷』を新市の将来像に掲げます。

合併により新たに生まれる市は『各地域に特色ある「核」をもち、「確」かな安全と生活の基盤のもと、多「角」的な交流・連携と、市民主体の積極的な参「画」によって、岩手県南・宮城県北の中核都市としてまた北東北の玄関口としてふさわしい風「格」をもつまち』の創造に向けて動き始めます。

2 基本目標

「人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷」の実現をめざし、基本目標として次の5つを掲げます。

ふれあいと交流で 広がりを感じるまち

地域内の連携と広域的な交流を推進し、地域内外の人々が活発に行き交うことができるまちをめざします。

自然と共生し 地域の良さを感じるまち

豊かな水と緑を大切にし、自然と調和した快適な生活環境を将来へ受け継ぐまちをめざします。

安心ネットワークで 優しさを感じるまち

人と人々が支え合い、健やかに安心して暮らすことができるまちをめざします。

心豊かな人生と 文化の香りを感じるまち

歴史・風土に培われた地域文化の中で生涯にわたって学び育み合えるまちをめざします。

地域の賑わいと 夢と希望を感じるまち

地域特性を活かしながら産業を振興し、将来にわたって持続的に発展する豊かなまちをめざします。

3 まちづくりの方向性

(1) 各地域の核となる拠点づくりとネットワークの構築

- ①広域拠点 一関地域には、新市の「顔」となる一ノ関駅を中心に、高速交通や広域道路網の結節点という優位性を活かして都市機能の充実を図り、新市全域、さらには岩手県南から宮城県北にかけての周辺地域をけん引する広域拠点の形成を進めます。
- ②地域拠点 花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎の各地域には、日常生活に関わりの深い行政サービスや身近な生活サービスが享受でき、地域コミュニティの核となる地域拠点の形成を進めます。
- ③ネットワーク 日常生活の利便性の向上と地域産業の活性化を図るとともに、新市の一体性の確立と地域内外の交流・連携を促進するため、交通や情報通信の基盤整備など、拠点間相互と周辺地域との結びつきを深めるネットワークの構築を進めます。

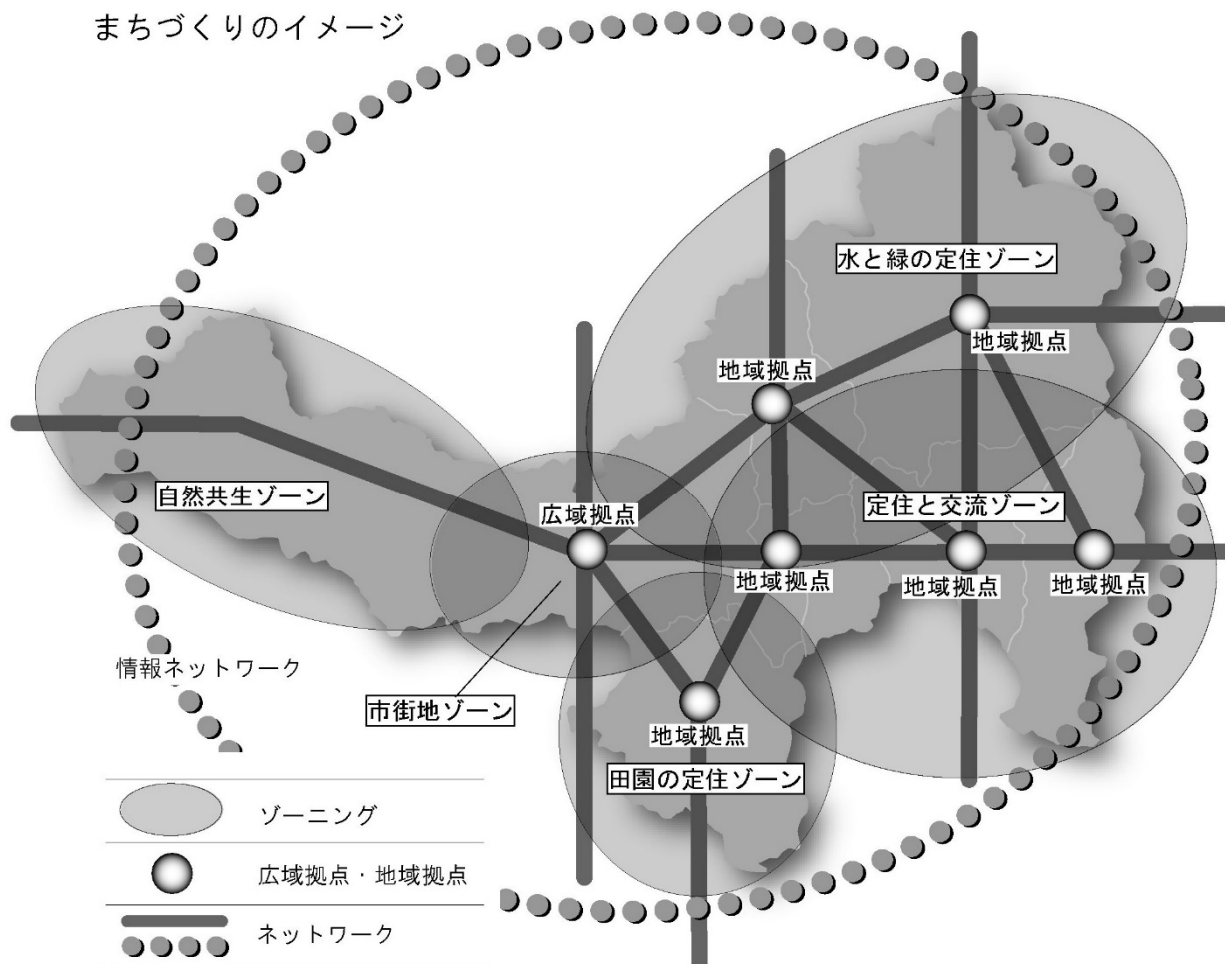
(2) ゾーニングによる機能分担と広域的視点からのまちづくりのイメージ

- ①市街地ゾーン 新市の中心部に位置し、商工業施設、広域医療や高等教育機関などの都市機能が集積している地域については、豊かさと快適さを兼ね備えた賑わいと活力を創出する市街地エリアとして、市街化の課題に的確に対処しながら、秩序ある計画的な市街地整備を進めます。
- ②水と緑の定住ゾーン 北上川の東側、砂鉄川の流域に広がる地域については、水と緑に囲まれ、活気と安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、恵まれた水辺や森林の環境、豊富な地域資源を活かし、農工商が一体となった産業振興により快適な生活環境の整備を進めます。
- ③定住と交流ゾーン 国道 284 号に沿って広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地については、農工商の一体的な振興と、地域資源を活かした交流活動の展開を図るとともに、水と緑の豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備による住み心地の良い定住の場を形成します。
- ④田園の定住ゾーン 金流川の流域に広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地については、田園の景観に囲まれながら、便利さと安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、大地の恵みと温暖な気候を活かした産業を振興し、豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備を進めます。

⑤自然共生ゾーン

栗駒山とその裾野に広がる地域については、人と自然とが共生するエリアとして、貴重な自然環境の保全と快適な生活環境を確保するとともに、自然景勝地や温泉、滞在型観光施設などを活かした人々の憩いの場、健康づくりや癒しの場として活用を図ります。

まちづくりのイメージ



(3) 土地利用の基本的な考え方

土地は、人々の暮らしや様々な生産活動を支える基盤となるものであり、限りのある貴重な資源です。よって、土地の利用にあたっては、将来へ良好な状態で受け継ぐこと、市民の健康で文化的な生活環境の確保に資すること、市域の一体的な振興・発展を図ることを念頭に、総合的かつ計画的な利用を行っていきます。

このため、市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する量的な調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境と調和した、また、将来にわたって持続的な発展が可能な土地の保全・活用に努めます。さらに、各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、広域的な視点に立った土地利用に努めます。

第4章 新市の主要施策

施策の体系

将来像	基本目標	施策の大綱
人と人、 地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷	ふれあいと交流で 広がりを感じるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・交通網の整備 ・情報通信網の整備 ・交流と連携の推進
	自然と共生し 地域の良さを感じるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と共生する環境保全 ・居住環境の整備
	安心ネットワークで 優しさを感じるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉の連携と充実 ・安全で秩序ある環境の確保
	心豊かな人生と 文化の香りを感じるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の充実 ・文化の振興 ・スポーツ・レクリエーションの振興
	地域の賑わいと 夢と希望を感じるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進 ・農林水産業の振興 ・商工業の振興 ・観光の振興 ・雇用対策と職業能力開発の充実

《計画の推進》

※第5章

- ・市民主体の地域づくり活動の促進
- ・市民参画機会の確保と住民自治の確立
- ・行政体制の充実
- ・効果的な財政投資と健全な財政運営

施策の大綱

(1) 交通網の整備

広域的な交流と連携を支え、緊急輸送・物流・広域観光ネットワークの機能もあわせもつ骨格道路の整備を促進し、高速交通拠点へのアクセス時間の短縮を図ります。また、新市全体の発展、一体感の醸成、通勤・通学・通院・買物など日常生活の利便性向上につながる幹線道路や市民生活に密着した生活道路の体系的な整備を推進します。

鉄道や民間バスなど公共交通については、市民に身近な交通手段の確保に努めるとともに、コミュニティバス等については、利用者ニーズを把握しながら新たな運行形態について検討します。また、JR一ノ関駅については、新市の玄関口としてふさわしい周辺整備を進めます。

(2) 情報通信網の整備

行政情報や防災情報、生活関連情報を地域格差なく享受できるよう、情報通信技術の発達に対応した高度な情報網等の整備を促進します。また、テレビ・ラジオの難視聴解消と携帯電話の不感地域の解消を図ります。

本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワーク網の整備を進め、窓口サービスの充実を図ります。また、公共施設のネットワーク化を進め、各地域にある施設の有効活用を図ります。

(3) 交流と連携の推進

東北の中心に位置する立地条件を最大限に活かし、観光・産業・文化など多様な分野において、北東北と南東北の交流拠点となるよう広域的な交流と連携を推進します。

また、新市を構成する各地域が、互いの良さを発揮しながら、一丸となって新市全体の発展に取り組めるよう地域間交流の機会を設けるなど、速やかな一体感の醸成を図ります。

さらには、政府が早期に国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致を表明するよう、県や周辺自治体と連携して働きかけていきます。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交通網の整備	(仮称)磐井環状線の整備促進	産業活動支援、市民生活の利便性向上、地域内外の交流促進等に資するため、主要箇所を結ぶ環状道路網の整備を働きかけていく 【主な整備要望路線】 ・国道4号：4車線化継続整備※ 交通事故対策事業の区間拡大※	国・県等

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交通網の整備	(仮称)磐井環状線の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道284号：室根バイパス・清田・砂子田・真滝・弥栄※・石法華地区の改良整備 ・ 国道342号：花泉バイパスの整備 路線変更及び改良整備※ 白崖地区の改良整備 ・ 国道343号：大原市街地の整備 大原浜民線の昇格（付帯）と整備※ 新笹ノ田トンネルの整備※ ・ 国道456号：摺沢・猿沢市街地の整備※ 国道 284 号との接続道路の整備※ 千厩市街地の整備 ・ 主要地方道：花泉藤沢線の整備※ 弥栄金成線の整備※ 一関大東線の整備 江刺室根線の整備 本吉室根線の整備※ ・ 一般県道：猿沢東山線の整備※ 相川平泉線の整備※ 藤沢津谷川線の整備※ 折壁大原線の整備※ 東山薄衣線の整備 ・ 松川駅館下線の県道昇格と整備※ <p style="text-align: right; font-size: small;">※印は現時点で具体的な整備計画のない地区及び路線で、引き続き整備を働きかけるもの</p>	国・県等
	市道整備事業	幹線市道、その他の市道の改良・舗装整備	新市
	公共交通体制確保事業	交通手段の確保とコミュニティバス等の運行形態の検討	新市等
	都市計画道路整備事業	道路拡幅及び歩道整備	新市
情報通信網の整備	テレビ難視聴地域解消事業	テレビ共同受信施設設置に対する支援	施設設置組合等
	移動通信用鉄塔整備事業	携帯電話の利用可能区域拡大に対する支援	新市
	地域情報化推進事業	地域情報化に向けた調査研究及び整備	新市
	情報ネットワーク整備事業	本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワーク網の整備	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交流と連携の推進	交流施設等整備事業	道の駅等、地域間の交流・連携を促進するための施設整備	新市
	新市交流イベント開催事業	各地域住民間の融和を図るための音楽祭や民俗芸能祭等交流イベントの開催	新市
	国際交流支援事業	市民による国際交流活動の促進・支援、人材の育成	新市等
	情報発信事業	新市の魅力を全国にアピールする情報発信	新市
	中東北合同婚活イベント実施事業	一関市、平泉町、栗原市、登米市による4市町合同での婚活イベントの実施	一関市 ほか2市 1町
	国際リニアコライダー調査事業	国際リニアコライダー（ILC）に係る普及啓発及び誘致に向けた受け入れ態勢の調査研究	新市

施策の大綱

(1) 自然と共生する環境保全

行政・市民・企業等が一体となって大気・水質の保全、騒音の防止などに取り組みます。

また、自然環境や森林環境の保全に努め、森林や水辺などの身近な自然に親しむ環境づくりや幼児期からの環境教育を推進します。

太陽・風力・水力・バイオマスなど身近でクリーンな自然エネルギーの導入を促進するなど、エネルギーの有効活用に努めます。

家庭から排出されるごみについては、減量化と分別による再資源化を図るとともに、企業におけるゼロ・エミッションへの取り組みや産業廃棄物の適正処理を促進するなど、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。

(2) 居住環境の整備

水道については、未普及地域の解消に向け計画的に進めるとともに、水道施設の適正な維持管理を図り、良質な水の安定供給に努めます。

下水道については、衛生的で快適な暮らしの実現と河川等公共用水域の水質保全を図るため、着実に整備を推進します。また、合併処理浄化槽の設置を促進します。

美化活動の促進など美しいまちなみの景観形成を図るとともに、市民の憩いの場となる公園・緑地の整備を推進します。

また、これからの住宅需要を見通しながら、快適な居住環境を備えた住宅や住宅地の整備を図ります。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
自然と共生する環境保全	環境基本計画策定事業	長期的な環境政策の指針となる基本計画の策定	新市
	森林交流公園整備事業	森林や身近な自然と親しむ森林交流公園の整備及び遊具等の整備	新市
	河川公園整備事業	河川堤防敷への散策路・広場等の整備	新市
	水辺環境整備事業	生態系と景観に配慮した水辺環境の整備	新市
	資源・エネルギー循環型まちづくり推進事業	バイオマスエネルギーの活用と資源・エネルギー循環型まちづくりの推進	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
居住環境の整備	上水道整備事業	上水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市
	簡易水道整備事業	簡易水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市
	漏水防止・防災対策等事業	老朽管及び給水鉛管等の更新、緊急遮断弁の設置、耐震管の布設、施設管理システムの整備等	新市
	下水道・農業集落排水整備事業	汚水管整備、処理施設等の整備及び整備に対する負担金	新市、県
	合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の整備及び設置に対する補助	新市、一般家庭等
	歴史の小道整備事業	歴史的建造物と調和させたまちなみの整備	新市
	公営住宅等整備事業	既存公営住宅の改修・老朽化に伴う建替え、公園・駐車場等の整備	新市

施策の大綱

(1) 保健、医療、福祉の連携と充実

保健、医療、福祉の相互連携を強化し、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。

健康づくりについては、子どもから高齢者までみんなが健やかに暮らせるよう、健康相談など指導体制や各種検診の充実を図ります。また、市民が自主的に取り組む健康づくりを支援するとともに、心と体の健康づくりの環境整備を推進します。

医療については、圏域の基幹的な医療機関である県立磐井病院を核として市内の医療機関が連携を深め、質の高い医療が安心して受けられる地域医療体制の充実を図ります。

地域福祉については、支え合いをもとにした地域福祉を充実させるため、各地域における福祉団体、ボランティア団体、NPO等の育成と相互連携を図るとともに、多様な福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保に努め、市民参加型の福祉活動を促進します。

高齢者福祉については、高齢者が生きがいを感じながら住み慣れたところで自立した生活を送ることができるよう、豊かな知識や経験を発揮して活躍できる場の確保を図るなど、高齢者の社会参加を促進します。また、在宅での生活を支援する各種サービスの充実を図るとともに多様な介護需要に適切に対応します。

子育て環境については、育児の不安や負担の軽減を図るため、保育ニーズを的確にとらえた保育サービスや子育てのネットワークづくりなど子育て支援機能の充実を図ります。

障害者福祉については、障害者の自立と社会参加を支援していくため、保健・医療・福祉のほか教育・就労等のサービスを総合的に提供する障害者ケアマネジメントの普及・定着を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

(2) 安全で秩序ある環境の確保

一関遊水地事業、砂鉄川治水事業など北上川とその支流域における治水事業の早期完成を促進します。また、山地災害の危険箇所を的確に把握しながら治山事業を促進します。

防災体制については、災害予防対策を推進するとともに自然災害をはじめ火災、事故などに迅速に対応し、被害を最小限に食い止めることができるよう、災害時の情報伝達、避難誘導、救助等災害応急対策と住民生活安定のための復旧対策を円滑に行える体制を整備します。また、自主防災組織の育成を行い地域防災力の向上を図ります。

防犯については、市民生活の安全を確保するため、関係機関との連携を図りながら各地域における巡回パトロールの実施など、地域ぐるみの防犯活動を促進します。また、情報通信技術のめざましい進展の一方で、プライバシーの侵害やネットワークを介した犯罪も増加していることから、個人情報の適正な取り扱いを確保し個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

交通安全については、交通事故から市民の生命を守り、誰もが安心して道路を利用できるよう、関係機関との連携により交通安全意識とマナーの向上を図るとともに、歩道やガードレールなど交通安全施設の整備を進めます。また、冬期間の除雪体制の充実を図り、通行の

安全を確保します。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
保健、医療、福祉の連携と充実	健康づくり推進・支援事業	各種検診や予防事業の実施と健康相談や健康教育の充実	新市
	保健・福祉施設整備事業	健康・福祉センターの整備及び老朽施設の改修	新市
	休日・夜間医療体制確保事業	休日及び夜間における救急患者の医療の確保	新市
	高齢者福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム等の増改築	法人等
	高齢者等住宅改良助成事業	要介護高齢者や身体障害者を有する世帯が行う住宅のバリアフリー化等に対する補助	一般家庭等
	高齢者社会参加促進事業	シルバー人材センターの運営等、高齢者の生きがいと就労の支援	新市
	児童福祉施設等整備事業	保育所・認定こども園・児童館及び児童クラブの整備等	新市
	子育て支援体制整備事業	子育てグループの育成及び子育て支援ネットワークの確立	新市
	障害者作業所拠点整備事業	在宅障害者の社会参加等を支援する施設の整備	新市
安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊対策事業に対する負担金	県
	河川等改修事業	河川改修及び浸水地区の解消等	新市
	消防施設整備事業	消防車両等の更新、防火水槽・消火栓・耐震性貯水槽の設置等	新市
	消防防災拠点施設整備事業	消防屯所等の新設及び改築	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
安全で秩序ある環境の確保	防災情報通信施設整備事業	災害時の情報伝達を円滑に行うための情報通信施設等の整備	新市
	自主防災組織結成支援事業	市内全域における自主防災組織の結成支援	新市
	自主防災組織リーダー育成事業	指導者講習会への派遣、リーダー相互のネットワークづくり及び救急指導員等の育成	新市
	防災知識普及事業	防災に関する各種講習会等の開催、一関市防災マップによる危険箇所等の周知、地域防災の参考となるテキストの作成・配布	新市
	総合防災訓練事業	防災関係機関等と住民が一体となった防災訓練の実施	新市
	防犯灯整備事業	夜間における歩行者等の安全を確保するための防犯灯設置	新市
	交通安全施設整備事業	区画線・反射鏡・防護柵・標識の設置、歩道段差切り下げ等	新市
	歩道整備事業	幹線道路や通学路等の歩道整備	新市
	道路災害防除事業	落石防護網の設置等	新市

施策の大綱

(1) 生涯学習の充実

就学前教育については、幼稚園と保育所の連携と家庭における教育力の充実を促進するなど、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができる教育環境の充実を図ります。

学校教育については、子どもたちが持っている潜在的な力を引き出し可能性を伸ばしていくため、学力の向上を図るとともに、郷土理解を深めるための学習や人間性・社会性を育てる総合的な学習を推進します。学校施設の整備にあたっては、地域的な配置のバランスと適正規模に配慮しながら学習環境の充実を図ります。また、学校給食施設の適切な配置を進め、地元の食材を活かすとともに食育を推進します。

高等教育については、国際化や情報化など新しい時代に即応できる優れた能力と独創性を備えた人材の養成と、若年層の地元定着を図るため、特色ある高等教育の促進、既存の高等専門学校や短期大学等の充実とあわせて四年制大学の実現を働きかけます。

生涯学習については、子どもから高齢者まで生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができるよう、生涯学習環境の充実を図り多様な学習機会を提供します。また、各地域の図書館の機能充実や連携を図るとともに、施設の整備を推進します。

男女共同参画社会の推進については、講座等の開催により家庭や地域、働く場における意識啓発を図り、女性と男性がそれぞれの持ち味を活かして等しく社会に参画できるような環境づくりを進めます。

(2) 文化の振興

芸術文化の振興については、音楽や演劇、美術、工芸などの鑑賞や参加、発表機会の拡充に努め、市民がそれぞれの趣味に応じて芸術文化に親しむことができるよう、環境づくりを進めるとともに、施設の整備を推進します。

地域に根ざした伝統文化の継承については、歴史や各地域の風土に培われてきた伝統・文化の保存と継承、遺産の保護に努め、これらを新市全体で認識しながら、地域の魅力を掘り起こし、新たな文化を創造できるよう学習機会や地元学の実践活動を促進します。

世界文化遺産「平泉」と関わりの深い骨寺村荘園遺跡については、国・県や関係市町とともに拡張登録実現を目指します。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図るため、スポーツ施設の充実や地域に根ざしたスポーツクラブの支援、指導者育成などを進めるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成を促進します。また、各種スポーツ大会を招致するなど競技スポーツの充実を図ります。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
生涯学習の充実	統合学校整備事業	統合学校の整備、廃校校舎の解体、校歌保存等	新市
	小中学校建物耐震診断事業	旧耐震基準により建設された学校施設の耐震診断の実施	新市
	幼稚園および小中学校整備事業	校舎・体育館・グラウンド・プール等の改修、防犯対策等	新市
	学校給食センター整備事業	学校給食センターの建設及び改築	新市
	スクールバス整備事業	スクールバスの購入及び更新	新市
	生涯学習施設整備事業	市民センター等の整備及び改修	新市
	生涯学習支援事業	ガイドブックの発行、各種講座の開催等	新市
	図書館整備事業	図書館の整備及び改修	新市
	図書館ネットワーク事業	学校図書館を含む各地域の図書館のシステム統合	新市
	図書館ボランティア養成事業	研修会の開催及びサービス機器の購入等	新市
	男女共同参画推進事業	学習機会及び情報の提供、地域における女性活動の支援等	新市
	ことばの力を育てる教育推進事業	幼保・こども園、小学校における「ことばの時間」の設置によることばの力の向上	新市
	校務用コンピュータ整備事業	端末機器の購入及び更新、LAN環境の整備等	新市
	文化の振興	文化活動施設整備事業	芸術・文化活動を促進する施設の整備
ふるさと発見・学習塾開催事業		地域資源を相互認識し、これからの地域づくりのあり方を共に考えるための探索会・講座等の開催	新市
合併記念特別展等開催事業		合併を記念した企画展及び特別展等の開催	新市
地元学活動支援事業		地域文化の振興や地域再発見等に関する自主活動組織の支援及びリーダーの育成	団体等

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の早期の拡張登録の実現	県等
	郷土歴史資料館整備事業	郷土の歴史や偉人を後世に継承する記念館・資料館の整備	新市
	史跡公園整備事業	文化財の保存と活用を目的とした史跡公園等の整備	新市
	遺跡発掘調査等事業	埋蔵文化財の調査等	新市
	古文書等資料調査事業	古文書等の文化財の所在及び保存状況の確認調査、目録作成	新市
スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ施設整備事業	スポーツ施設の整備及び改修、多目的グラウンドの整備等	新市
	総合型地域スポーツクラブ育成事業	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの立ち上げ支援及び指導者の養成等	団体等

施策の大綱

(1) 一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化を見据え、本市の特徴を生かした活力あるまちを創造することを目的に、平成27年10月に策定された「一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、それぞれの分野で施策を推進します。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業については、地域特産物など各種農林水産物のブランド化、高収益化、加工品の開発や販路の拡大を支援するなど、生産する喜びと魅力を感じる産業として育て、意欲ある担い手の育成・確保を図ります。また、地域の食生活を支え、特色ある食文化を育む産業であるとの視点から、地産地消を促進するとともに、生産者と消費者との結びつきを強め、消費者ニーズに対応した安全で計画的な農林水産物の供給を図ります。あわせて、森林の持つ水源涵養などの多面的な機能にも配慮しながら林産物の生産振興を図ります。

(3) 商工業の振興

工業については、交通や情報通信基盤の充実など工場立地の条件整備を進めるとともに、研究開発工業団地や拠点工業団地の整備を促進し、優良な企業の立地と技術力の集積を図ります。また、産学官の連携を深め、起業や独自の技術開発、新分野への進出などに対し支援を行います。

商業については、消費者ニーズに即したサービスを提供できる商業・サービス業の活性化を促進します。新市の顔となる中心市街地と地域コミュニティの核となる商店街については、商店主や関係団体との連携を図りながら人が集まる仕組みを創造するなど、賑わいと活気のある商店街の形成に努めます。

(4) 観光の振興

新市の優れた観光資源を有機的・効果的に結びつけながら、回遊型・通年型の新たな観光ルートを確立するなど、魅力ある観光地の形成を図ります。また、関係団体との連携を深め、観光ニーズに対応したグリーン・ツーリズムなど体験型・滞在型観光の企画と受け皿づくり、新たな観光資源の発掘、効果的な宣伝活動を展開し、高速交通の立地条件も活かして誘客を図ります。

(5) 雇用対策と職業能力開発の充実

起業支援や新産業の創出に努め、年齢や性別を問わず意欲のある人が就業できる雇用の受け皿づくりを促進します。また、技術革新や情報化など雇用環境の変化に対応するため、職業訓練や職業能力開発の充実を図ります。

これからの新市を支える若者が「住み続けたい、住んでみたい」と感じられるまちを創造

するため、雇用や生活環境の充実など定着のための環境整備を進めるとともに、他地域に向け積極的に情報を発信します。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	移住定住環境整備事業	空き家バンクの運営や移住者への住宅取得の支援	新市
	結婚活動支援事業	結婚を希望する独身者への支援	新市
	新規学卒者等就農促進支援事業	市内での就農を希望する新規学卒者等の育成及び雇用機会の創出	新市
農林水産業の振興	農業担い手支援事業	水稻・野菜・家畜・園芸等における施設整備、機械導入等に対する補助	農業団体等
	農業経営構造対策事業	産直・加工施設、農村公園、体験農場、栽培ほ場等の整備	新市
	農業経営指導マネージャー支援事業	担い手農業者の経営を支援する指導者の養成	新市
	農業・農村整備事業（土地改良事業）	経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等に対する負担金等	県、土地改良区
	広域農道等整備事業	広域営農団地農道整備事業、ふるさと農道緊急整備事業等に対する負担金	県
	農産物生産振興事業	農産物の生産振興・販路拡大、食の安全確保のための事業に対する支援	農業団体等
	畜産担い手育成総合整備事業	草地造成及び草地整備等	公社等
	森林整備事業	市有林・分収林・民有林の造林、除間伐等	新市、林業者等
	森林資源活用促進事業	森林資源の活用促進及び林業経済の活性化促進のための施設整備	新市、林業者等
	森林病虫害等防除対策事業	松くい虫等の被害木の伐倒駆除等	新市
	林道整備事業	林道の開設	新市
	緑のふるさと協力隊地域支援事業	地域活性化モデル地域への「緑のふるさと協力隊」隊員の派遣	新市
	地産外商促進事業	市の農畜産物と優れた観光資源とのトップセールスの実施	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
農林水産業の振興	農村地域定住・就農促進対策事業	市内農村部への移住・就農に係る窓口の開設、移住の促進	新市
	農林業6次産業化促進支援事業	6次産業化に取り組む団体等に対する6次産業化促進に向けた支援	新市
商工業の振興	研究開発工業団地整備事業	用地取得及び公園・配水管整備等の団地造成関連事業	新市
	新製品・新技術開発事業	(公財)岩手県南技術研究センターとの共同又は委託により行う研究費に対する補助	企業
	工業立地資金利子補給事業	工場等の立地に対する利子補給	企業
	中心市街地活性化事業	中心市街地における環境整備や商店街の活性化支援	新市・商工団体等
	大型空き店舗利活用事業	中心市街地大型空き店舗の利活用の検討及び再生事業の推進	新市
	中小小売商業者等強化支援資金利子補給事業	中小小売商業者等強化支援資金の貸付を受けた商業者等に対する利子補給	商業者等
	中小企業振興資金貸付事業	中小企業資金貸し付けのための原資預託、保証料・利子補給等	企業
	新貸し工場整備事業	企業誘致の推進及び地域産業の発展を図るため、貸し工場を整備する企業への支援	新市
観光の振興	観光案内板設置事業	外国人観光客向けのインフォメーションボードの設置	新市
	観光イベント開催事業	各地域の特色ある観光イベントの開催支援	実行委員会等
	体験交流施設整備事業	グリーン・ツーリズムの拠点となる施設の整備	新市
	グリーンマスター育成事業	グリーン・ツーリズムの実践指導員の育成	新市
雇用対策と職業能力開発の充実	離職者対策資金利子補給事業	離職者対策資金の貸付を受けた離職者に対する利子補給	市民
	人材育成事業	各種研修会等の実施による企業の人材育成支援及び職業訓練校等との連携による職業能力開発と技術・技能の伝承等の支援	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
雇用対策と職業能力開発の充実	U I J ターン支援事業	雇用関係機関・企業との連携による就業支援等	新市
	新規高卒者ふるさと就職支援事業	新規高卒者を採用した事業雇用主に対する人材育成費用の助成	新市
	若者等ふるさと就職支援事業	若者等の地元就職及び定着を促進するため、市内に居住する若者等を雇い入れた市内の事業主への人材育成に要する経費の助成	新市

第5章 計画の推進

(1) 市民主体の地域づくり活動の促進

これまでの地域内のつながりやコミュニティを尊重しながら、福祉活動や環境美化活動、伝統・文化の継承活動など、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援します。また、NPO・ボランティア団体などの活動の中心となるリーダー的人材の育成を図りながら、市民の自助努力・参加意欲を喚起するほか活動基盤の強化に努めます。

(2) 市民参画機会の確保と住民自治の確立

情報公開を積極的に行いながら、地区懇談会の開催など広聴機能の充実を図り、市民の意見・提言を市政に反映させる新たな市民参画の仕組みを構築します。また、地域自治区に地域協議会を設置し、地域の特色を活かした施策を展開するなど、住民自治の充実を図るとともに住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

(3) 行政体制の充実

県事務の権限移譲により権限の強化充実を図りつつ、行政課題や行政需要に的確かつ柔軟に対応できる機動性を重視した組織機構を構築するとともに、専門的知識・技術を持った職員を育成するなど行政体制の充実を図ります。

(4) 効果的な財政投資と健全な財政運営

限られた財源を有効に活用するため、事務事業の有効性や効率性を常に点検する政策評価システムの確立を図ります。また、中・長期的な見通しのもとに健全な財政運営に努めます。

項目	主な施策
市民主体の地域づくり活動の促進	自治会等の地域づくり活動の支援
	自治活動拠点等の整備支援
	地域づくりリーダー・地域コーディネーターの育成
	NPO・ボランティア団体等の活動支援
	(仮称)新市振興基金の造成
	地域振興基金の活用

項 目	主 な 施 策
市民参画機会の確保と住民自治の確立	地域自治区の設置
	地区懇談会等の開催
	インターネット・広報等多様な媒体を活用した行政情報の提供
行政体制の充実	地域住民の生活に密着した支所機能の確保及び庁舎の整備・改修
	職員の能力開発
	新たな行政課題や行政需要に対応した組織機構の編成
	電子自治体の推進
	電算システムの統合
効果的な財政投資と健全な財政運営	政策評価システムの確立
	行財政改革の推進
	公有財産の有効活用と公共施設の適切な管理

第6章 まちづくりの重点施策

新市の将来像を実現するため重点的に取り組むべき施策を「まちづくりの重点施策」として位置付け、共通のテーマのもとに横断的に体系化し、総合的、戦略的に取り組みます。

(1) 仙台・盛岡間の中核拠点都市の形成

- 仙台・盛岡間の中核拠点都市にふさわしい質の高い都市空間を創造し、民間資本の投入を導くことができる魅力ある都市づくりを進めます。
- 都市の活力と農村の潤いを同時に兼ね備えた地域特性を活かし、機能性と多様性が融和したまちづくりを進めます。
- 広大な面積を有する新市の一体化と活性化を図るため、広域的なネットワークの整備や、それぞれの個性を活かした交流を推進します。

(2) 「住み続けたい 住んでみたい」定住環境の整備

- 地域の特性を活かした多様な産業の育成と新たな就労の場の創出により、若者の定住を積極的に促進し、賑わいと活力のあるまちづくりを進めます。
- 若い世代が安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子供たちが健やかにのびのびと育つ教育環境の充実を図ります。
- 市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを基本に、自然と調和した安全で快適な生活環境の実現に取り組みます。

(3) 市民一人ひとりが輝く協働のまちづくりの推進

- 多様な主体による協働のまちづくりを進めるとともに、自治能力を高め、自らの地域ことは自ら決定し、その責任も自ら果たす自立した地域をめざします。
- 相互扶助を基本とした「結い」のこころを改めて見直し、人と人のつながりを大切にしながら共に支え合う地域社会の実現をめざします。
- 世代や性別をこえ、すべての市民が個性や能力を發揮しながら社会に参加し自己実現に取り組むことができる環境を整備します。
- 教育、文化を尊び多くの優れた人材を輩出してきたこの地の伝統を継承し、未来を志向する意欲に燃えた人材の育成を積極的に推進します。

第7章 新市における県事業

1 県の役割

岩手県は、県南の中核都市としての役割を担う新市の発展のため、新市と連携して必要な事業を推進するとともに、新市の一体的なまちづくりへの支援を行います。

また、新市が主体的・自立的なまちづくりに取り組めるよう、新市の要望に基づき、県事務の人的・財政的支援を伴う権限移譲を積極的に推進するとともに、新市が自立に向けた新たな行政課題等に先導的に対応するための取り組みに対して、合併市町村自立支援交付金を交付します。

2 新市における県事業

項目	事業名	事業概要（事業箇所）
交通網の整備	一般国道284号道路改良事業	真滝地区〔一関〕 清田地区〔千厩〕 室根バイパス〔室根〕 砂子田地区〔川崎〕 石法華地区〔一関〕
	一般国道342号道路改良事業	須川地内、厳美バイパス〔一関〕 花泉バイパス〔花泉〕 白崖地区〔花泉〕
	一般国道343号道路改良事業	大原バイパス〔大東〕 渋民地区〔大東〕 一ノ通地区〔大東〕
	主要地方道道路改良事業	一関北上線〔一関〕 江刺室根線〔大東〕 一関大東線〔一関・大東・東山〕
	一般県道道路改良事業	東山薄衣線〔東山〕
	都市計画道路整備事業	中央町南谷起線、山目駅前釣山線〔一関〕
	市道代行整備事業	市道鬼頭明通線〔一関〕

項目	事業名	事業概要（事業箇所）
自然と共生する環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕
居住環境の整備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕
	公共下水道事業（県代行）	〔川崎〕
保健、医療、福祉の連携と充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備	
安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業	
	地すべり防止事業	
	治山事業	
	河川改修事業	久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕
	砂防事業	
	歩行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕
文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉の文化遺産」の早期の拡張登録の実現
農林業の振興	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、巖美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区〔一関〕 金流川沿岸地区、夏川地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内之目地区〔花泉〕 渋民地区、山口地区〔大東〕 奥玉地区、清田地区〔千厩〕 松川地区〔東山〕 若原地区〔室根〕 門崎地区〔川崎〕
	田園自然環境保全整備事業	本寺地区〔一関〕
	水田農業経営確立排水対策特別事業	赤荻地区、菖蒲地区〔一関〕 浦ノ沢地区、大登地区〔千厩〕

項目	事業名	事業概要（事業箇所）
農林業の振興	畑地帯総合整備事業	藤崎地区〔川崎〕
	中山間地域総合整備事業	市野々地区、笹谷地区〔一関〕 猿沢地区、霞沢地区、下大原地区、 大久保地区〔大東〕 仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区〔 千厩〕 矢越・津谷川地区、上折壁地区〔室 根〕
	農地環境整備事業	藤ヶ崎地区、前田野地区〔大東〕
	農道整備事業	西磐井地区〔一関・花泉〕 東磐井地区〔花泉・大東・千厩〕 柴沢地区〔一関〕 夏川地区〔花泉〕 摺沢東部地区〔大東〕 要害地区〔千厩〕
	ため池等整備事業	真打堰用水地区、須川1号支線地区 〔一関〕 鴻南沢地区、角屋地区、油井名沢地 区〔花泉〕 有切地区〔室根〕
	林道整備事業	赤荻線〔一関〕 夏山線〔東山〕
	保安林改良事業	

第8章 公共施設等の適正配置と整備の方針

新市の市域は、岩手県内では第一位、全国でも上位となる規模を有することとなります。各地域に整備されている施設は目的や利用形態が類似しているものもありますが、それらが必ずしも不用の施設ではありません。したがって、既存の公共施設等については、市民の相互利用を図りながら有効に活用していくことを基本とします。また、新市の一体的・効率的な行財政運営を図る観点から必要なものについては、新市の財政状況を踏まえながら、機能の見直しや統合整備を検討し、公共施設等の適正配置に努めます。

公共施設等の統合整備等にあたっては、地域住民等の意向はもとより、地域の実情や市域全体のバランス、利用状況、サービスの低下等を総合的に勘案しながら検討します。

新たな公共施設等の整備にあたっては、その必要性や効果を十分に検討し、既存施設の有効活用、施設の多目的化・複合化を図るなど効率的な整備に努めます。

また、公共施設等の整備・管理運営にあたっては、コスト縮減やサービス内容の一層の充実等を図る観点から、民間事業者への委託、NPOやボランティア団体等との連携、さらにはPFI方式による民間活力の導入について積極的に検討を行います。

第9章 財政計画

1 財政計画作成にあたって

新市における財政計画は、合併後の平成18年度から平成37年度までのおおむね20年間について、健全な財政運営を行うことを基本に、経済情勢や人口推移などを勘案し、事務事業の調整内容を踏まえ、合併によるスケールメリットや行政改革による経費の縮減効果等を反映させ、新市建設計画の推進に配慮して策定したものです。

2 歳入

(1) 地方税

現行制度を基本に、人口推計による今後の人口減少分などを見込んでいます。

(2) 地方交付税

① 普通交付税

現行の交付税制度により算定し、地方財政計画に基づく経費の縮減や合併算定替による増加額の段階的縮減、さらに人口推計による人口の減等の影響を見込んでいます。

② 特別交付税

交付実績を基本として見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

生活保護、その他福祉事務の新市移行拡大による増加分等を見込んでいます。

(4) 地方債

通常債のほか合併特例債及び岩手県自治振興基金の借り入れを見込んでいます。

(5) その他

各種譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度にあっては財政調整基金からの繰り入れを行うこととしております。

3 歳 出

(1) 人件費

① 一般職

平成 37 年 4 月 1 日現在の職員数を 1,091 人として見込んでいます。

区分	H16. 4. 1 現在	H37. 4. 1
一般職員	1,402人	1,091人

※H37. 4. 1 の一般職員は再任用職員を含み、水道会計、病院事業会計は除いています。

② 特別職

◆議員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の 30 名として見込んでいます。

◆給与・報酬は、一関市の現行額で仮に計算しています。

(2) 扶助費

現行制度を基本に、今後の人口動向等を考慮し見込んでいます。

(3) 公債費

合併前に借り入れた地方債の償還額と、合併後の新市建設計画事業等に伴う借入れに対する償還額を見込んでいます。

(4) 物件費・補助費等

行政改革の推進による経費の縮減を見込んでいるほか、一部事務組合が行う施設整備事業費に対する分担金を見込んでいます。

(5) 普通建設事業費

新市建設計画に基づくまちづくりを進めるための事業等を見込んでいます。

(6) 繰出金

下水道などの建設事業を行う特別会計は、新市建設計画に基づく事業費などから見込んでいます。

また、国保、介護、後期高齢者の各特別会計は、人口推計や高齢化の進行による伸びを見込んでいます。

(7) その他

① 維持補修費

公の施設や道路等の管理、補修などに要する経費

② 貸付金

奨学資金等の貸し付けに要する経費等

などの経費が含まれています。

(用語解説)

◆地方交付税

地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするため、不足する必要な財源を国が保障するもので、国税の一定割合を普通交付税及び特別交付税として各地方自治体に交付されるものです。

・普通交付税

各自治体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費と、その自治体が税等をどの程度確保できるかを算定し、財源不足がある場合に交付されるものです。

・特別交付税

普通交付税の算定の際に反映することのできなかつた特別な財政需要を考慮して交付されるものです。

◆地方債

地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる資金をいいます。

◆合併特例債

新市建設計画に基づいて行う事業について、合併後おおむね20年間（平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行され、被災地では、合併特例債を起すことができる期間が10年間延長されました。）に限り発行できる地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税として国から交付されます。

◆財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。

◆扶助費

社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支給される経費です。

◆公債費

地方債の償還金などに要する経費です。

◆物件費

臨時職員賃金、旅費、消耗品、委託料などの経費です。

4 財政計画

※表示単位未満を四捨五入しているため合計等が一致しない場合があります。

(1) 歳入

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税	10,970	12,031	12,086	11,403	11,213
地方交付税	21,774	21,538	22,083	22,290	23,739
国庫支出金・県支出金	9,244	10,840	9,432	14,869	11,549
地方債	4,739	6,275	5,351	7,273	8,085
その他	8,989	8,675	8,307	7,728	8,062
計	55,716	59,359	57,259	63,563	62,648

(2) 歳出

単位：百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	12,375	12,062	11,460	11,313	11,094
扶助費	5,559	5,941	6,084	6,273	8,006
公債費	8,953	9,660	9,384	9,423	9,295
物件費・補助費等	11,552	11,047	10,909	14,091	11,618
普通建設事業費	8,249	10,680	9,421	10,433	10,829
繰出金	3,929	4,071	5,227	4,795	4,416
その他	2,891	3,314	3,086	4,662	5,179
計	53,508	56,775	55,571	60,990	60,437

※平成18～26年度は決算額、平成27年度は予算額です。
(平成23年度以降は藤沢町を含みます。)

(1) 歳入

単位：百万円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	11,762	12,152	12,166	12,374	11,949
地方交付税	30,710	26,564	26,417	25,858	25,652
国庫支出金・県支出金	16,088	17,549	15,445	15,734	13,867
地方債	8,401	10,240	11,451	10,919	8,567
その他	10,122	12,117	11,050	11,728	9,946
計	77,083	78,622	76,529	76,613	69,981

(2) 歳出

単位：百万円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	11,781	11,354	11,168	11,074	11,899
扶助費	8,949	9,103	9,123	9,596	10,093
公債費	9,315	9,409	9,253	9,364	8,869
物件費・補助費等	15,801	17,662	15,841	16,521	19,023
普通建設事業費	14,196	15,174	15,375	13,358	10,500
繰出金	4,906	4,856	5,215	5,214	4,152
その他	7,091	8,141	6,866	8,299	5,445
計	72,039	75,699	72,841	73,426	69,981

(1) 歳入

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	11,828	12,145	12,030	12,060	12,066
地方交付税	24,453	23,772	23,165	24,300	22,081
国庫支出金・県支出金	12,989	12,952	11,942	13,084	12,684
地方債	6,000	7,041	6,299	10,113	10,297
その他	8,167	6,606	6,847	6,457	8,109
計	63,438	62,517	60,283	66,014	65,236

(2) 歳出

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	11,980	11,651	11,506	11,088	10,708
扶助費	10,005	9,755	9,640	9,526	9,413
公債費	8,954	9,308	9,287	9,895	9,740
物件費・補助費等	19,335	19,433	19,544	23,165	23,029
普通建設事業費	7,261	7,212	5,143	7,052	7,468
繰出金	4,329	3,352	3,363	3,403	3,317
その他	1,574	1,805	1,800	1,885	1,561
計	63,438	62,517	60,283	66,014	65,236

(1) 歳入

単位：百万円

区 分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
地方税	11,960	11,988	12,005	11,887	11,901
地方交付税	20,796	20,653	20,766	20,885	20,467
国庫支出金・県支出金	11,184	11,718	11,723	10,617	10,431
地方債	6,480	5,849	6,037	4,596	4,036
その他	9,643	8,788	8,450	8,151	8,016
計	60,063	58,995	58,982	56,136	54,850

(2) 歳出

単位：百万円

区 分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	10,567	10,424	10,218	10,057	10,053
扶助費	9,307	9,203	9,100	8,998	8,897
公債費	9,987	10,146	10,458	10,532	10,071
物件費・補助費等	20,947	19,325	19,235	17,758	17,833
普通建設事業費	4,454	5,099	5,351	4,266	3,564
繰出金	3,247	3,268	3,099	3,015	2,933
その他	1,553	1,529	1,522	1,510	1,498
計	60,063	58,995	58,982	56,136	54,850

用語解説

【ア行】

〈アクセス〉

近づく方法。高速道路へのアクセスと言えば、家庭や事業所などから最寄りの高速道路のインターチェンジへ到達するまでのことを指す。

〈インターネット〉

コンピュータを使って情報を相互にやりとりするための技術で、世界中のコンピュータが情報交換できる。

〈NPO〉

Non-Profit Organization の略。営利を目的としないで、住民の自発的意思により公共的な活動を行う民間団体。

【カ行】

〈合併処理浄化槽〉

水洗トイレからの汚水と台所や風呂などからの生活雑排水とをあわせて微生物の働きを使って浄化する方式。

〈グリーン・ツーリズム〉

農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

〈グリーンマスター〉

グリーン・ツーリズムでの活動にあたって、体験や学習の手助けを行う指導員。

〈ケーブルテレビ〉

アンテナを使って電波を受信する一般のテレビと違い、電話線のように張られたケーブルを使ってテレビ放送を受信するもの。

〈コーホート要因法〉

人口推計に当たって出生、死亡、社会移動の年次変化から算出して求める方法のこと。コーホートとは、同期間に出生した集団を意味する。

〈国際リニアコライダー（ILC）〉

全長約 31～50 km の地下トンネルに直線状の加速器をつくり、電子と陽電子の衝突実験を行う施設であり、ビッグバン（宇宙誕生）直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫るもの。

〈コミュニティ〉

人々が共同意識を持って生活を営む一定の地域及び人々の集団。地域社会。共同体。

【サ行】

〈室蓬讓水〉

室蓬は山々、讓水は山野を流れる清らかな水を象徴した言葉で、刑法界の先駆者である芦東山の命名。

〈シェア〉

全体に占める割合。一般的には、ある市場において自社の製品売上がどのくらいの割合を占有しているかを示す指標。

〈地元学〉

地域づくりを進める上で基本となる地元を見つめ直そうというもので、地元の人達とよそからの人も参加し、地域を歩きながら資源を発見していく地域づくりの実践的な手法。

〈循環型社会〉

廃棄物の再生利用や再資源化などを進め、廃棄物の増加を抑え、環境への影響をできる限り減らす社会。

〈障害者ケアマネジメント〉

障害者が抱えている暮らし、健康、教育、就労などのさまざまな悩みに対して、適切なサービスを結びつけ総合的に支援していく方法。

〈食育〉

日常の食生活をとおして健康によい食生活や食習慣を身につけるとともに、地域で得られる産物や食品を学びながら食べ物の大切さやそれを育む自然の素晴らしさを学ぶこと。

〈スケールメリット〉

規模が大きくなることによって得られる利益。

〈政策評価システム〉

ひとつひとつの施策や事務事業について、目的と目標を明確にし、その成果について評価、見直しを重ねて目標達成をめざす仕組み。

〈世界遺産〉

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）において世界遺産リストに登録された未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物。

〈ゼロ・エミッション〉

ある産業の生産工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用することで廃棄物を社会全体としてゼロにしようという考え方。

〈総合型地域スポーツクラブ〉

地域住民が主体となって運営するスポーツクラブで、多くの種目のスポーツが用意され住民が幅広く参加できるようにしたもの。

〈ゾーニング〉

地域の土地利用を計画するにあたって、一体的な性格付けを行う区画（ゾーン）に分割し、その方針を示すもの。

【夕行】

〈男女共同参画社会〉

男女が対等に社会のあらゆる分野の活動に参加することができる機会を得られ、均等に利益を享受し、また責任を担う社会。

〈地方分権〉

国が持っていた権限や財源を、県や市町村に移して地域のことは地域で決められるようにすること。

〈地産地消〉

地域生産地域消費を略した言葉で、地域で生産された食材をその地域で消費すること。

〈電算システム〉

行政が行っている事務などをコンピュータで処理する仕組み。戸籍などの情報をコンピュータで管理したりすること。

〈電子自治体〉

コンピュータなどを活用して行政事務の効率化を図ること。特にインターネットを利用した行政窓口を開設し、コンピュータから行政サービスを利用できるようにすること。

【夕行】

〈ニーズ〉

需要、要求、求めていること、必要であると感じていること。住民が必要として求めていることを、住民のニーズというように使う。

【ハ行】

〈バイオマス〉

エネルギー源としての生物群とその排出物の総体。生物体をエネルギー源に用いるとき、これをバイオマスエネルギーという。

〈バリアフリー〉

バリアとは障壁や障害といった意味、フリーとは自由や開放などの意味で、バリアフリーとは日常生活の中で不便な障害となるものを取り除くこと。

〈PFI方式〉

公共施設の建設・運営に際して、民間の資金やノウハウを活用し、設計・建設から運営・維持管理までを一体的に民間企業に委ねるもの。

〈ブランド化〉

優れた品質の商品であることが広く一般に認知されるようにすること。

〈ホームページ〉

インターネット上に情報を公開し、世界中のパソコンからその情報を見てもらうことができるようにしたもの。

【マ行】

〈道の駅〉

道路利用者が休憩したり交通情報を得たりすることができる場所。24 時間利用の駐車場、トイレが整備されているほか、案内サービス、さらには地域の産物の提供などが行われている。

【ヤ行】

〈UIJターン〉

東京や大都市から地方へ転職・移住することを指し、地方出身の場合UターンやJターンと呼ば

れ、都会出身の場合Iターンと呼ばれている。

〈ユニバーサルデザイン〉

すべての人にとって利用しやすい製品や建物、道路などの空間をつくること。

新市建設計画

